

みんなの想いをかたちに

北九州市景観づくりマスタープラン

(改定素案)

平成 30 年 10 月

北九州市

目次

序 章 基本的事項	1
1 改定の背景	
2 景観づくりマスタープランの構成	
3 目的	
4 位置付け	
5 目標年次	
6 これまでの取組と課題	
7 見直しの視点	
第1章 北九州市の景観特性	9
1 北九州市の概況	
2 北九州市の景観特性	
第2章 景観づくりの理念と目標	20
1 景観づくりの理念	
2 景観づくりの目標	
第3章 景観形成の基本方針	22
第4章 景観づくりの行動指針	24
1 基本姿勢	
2 行動指針	
3 市民・事業者・行政の役割	
第5章 景観づくりマスタープランの実現に向けた取組	29
1 届出・協議による景観誘導	
2 景観資源の保全・活用	
3 景観づくりの普及啓発	
4 市民・事業者等の主体的な景観づくりの促進	
5 景観施策の推進体制	
6 取組の成果指標	

- 1 景観施策の経緯
- 2 景観施策の取組（実績）
 - （1）届出・協議による景観誘導
 - （2）景観資源の保全・活用
 - （3）普及啓発活動
 - （4）市民・事業者等の主体的な景観づくり
- 3 景観づくりマスタープラン改定の経緯
 - （1）検討経緯
 - （2）北九州市景観審議会（改定検討部会）委員名簿

序章 基本的事項

1 改定の背景

北九州市では、昭和 60 年に「北九州市都市景観条例」を施行して以来、約 30 年間にわたり都市景観の向上に積極的に取り組んでいます。

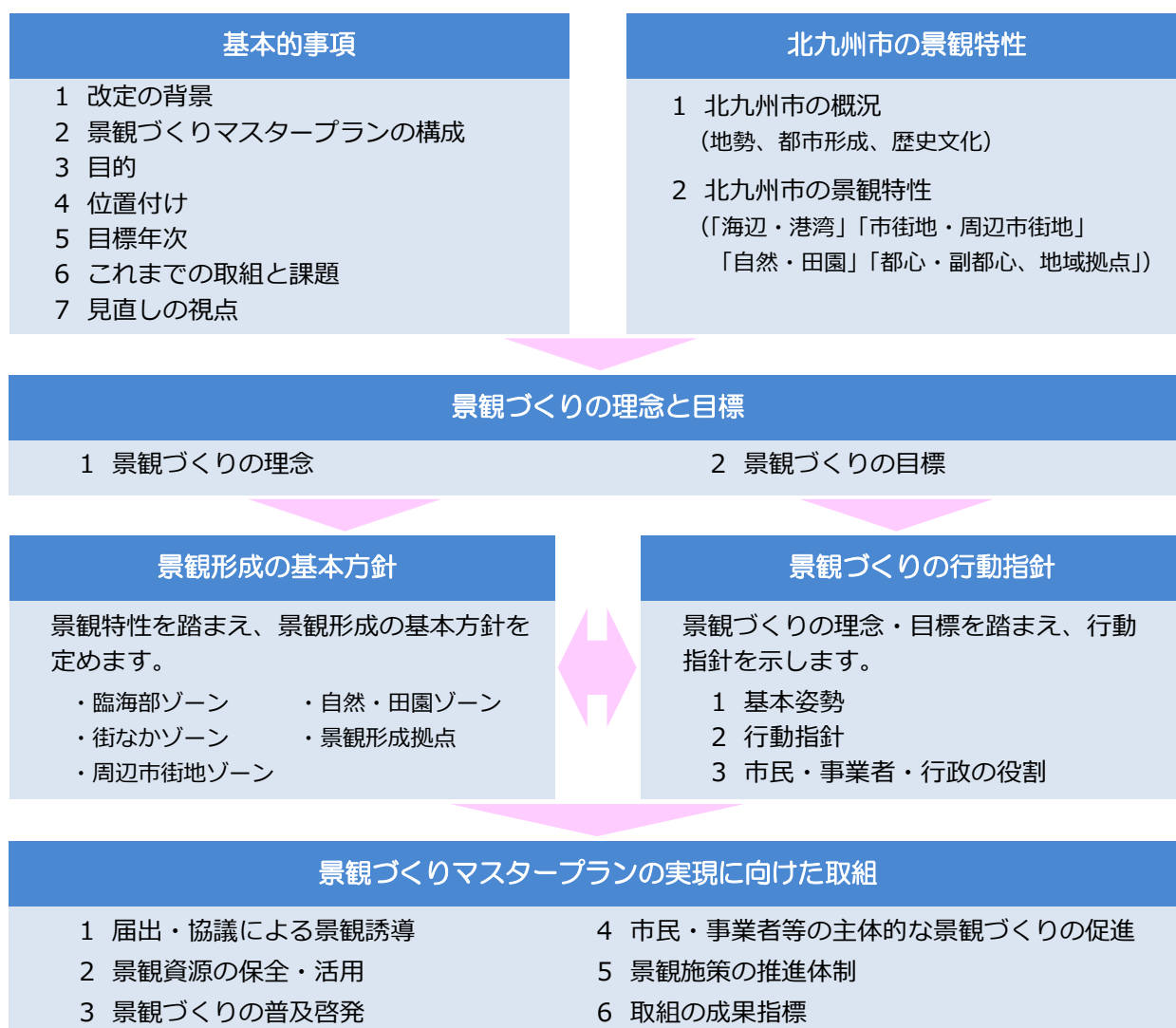
平成 19 年、北九州市都市計画審議会から「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方」について答申を受け、平成 20 年に北九州市の景観施策の基本的な指針となる「北九州市景観づくりマスタープラン」、併せて景観法に基づき良好な景観の形成のための行為の制限等を定めた「北九州市景観計画」を策定しました。

現在まで、これらに基づき良好な都市景観の形成に向けた取組を進め、都市景観の向上に一定の成果をあげてきました。

一方、集約型都市構造への転換や土地利用転換、観光まちづくりにおける景観資源の活用など、現状の課題等に的確に対応していく必要があります。

このたび、これらのニーズを踏まえながら、北九州市の都市景観の魅力をさらに高めていくため、景観づくりマスタープランを改定するものです。

2 景観づくりマスタープランの構成



3 目的

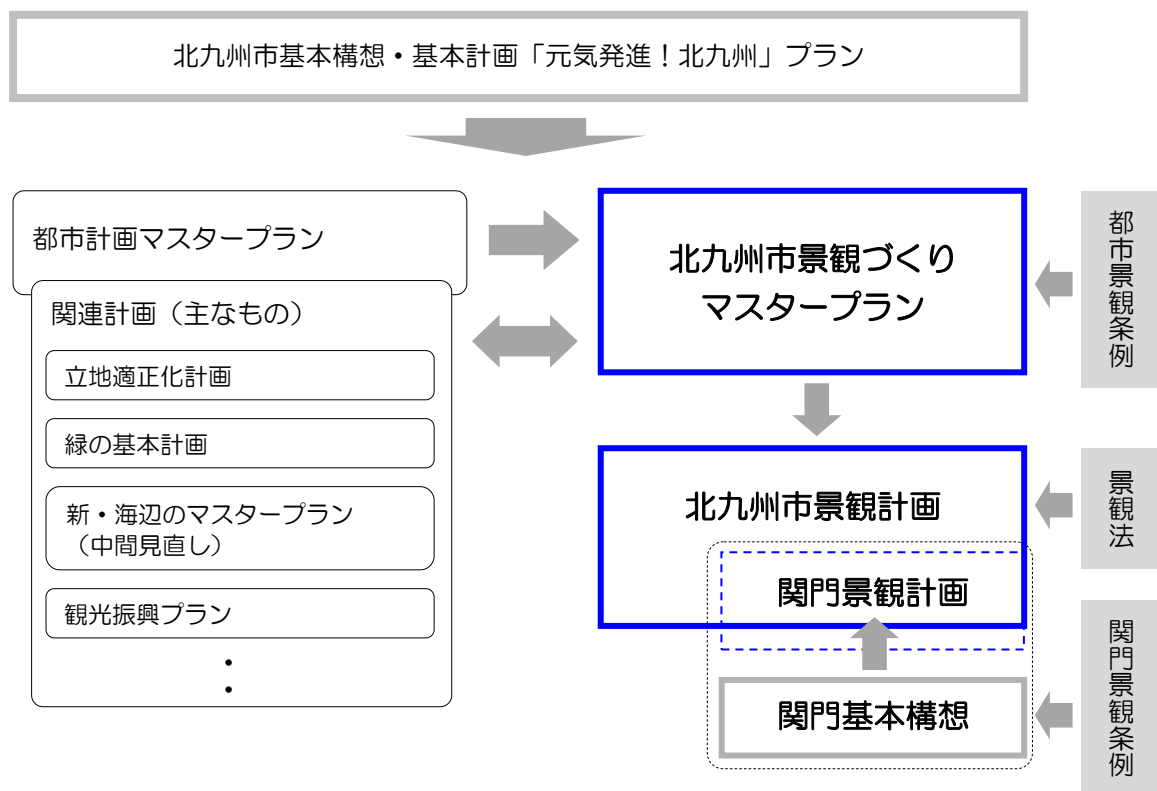
北九州市景観づくりマスタープランは、北九州市が目指す都市像やまちづくりの方向性を踏まえ、長期的な景観づくりの理念・目的、基本方針、行動指針を示し、市民・事業者・行政が協働し、地域の個性を活かした景観づくりを推進するための都市景観の形成の基本指針となるものです。

4 位置付け

(1) 上位・関連計画

北九州市景観づくりマスタープランは、北九州市基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランに即した分野別計画のひとつとして、北九州市都市景観条例第３条に基づき策定するものです。また、本マスタープランは、都市計画マスタープランや他の関連計画と整合を図り策定します。

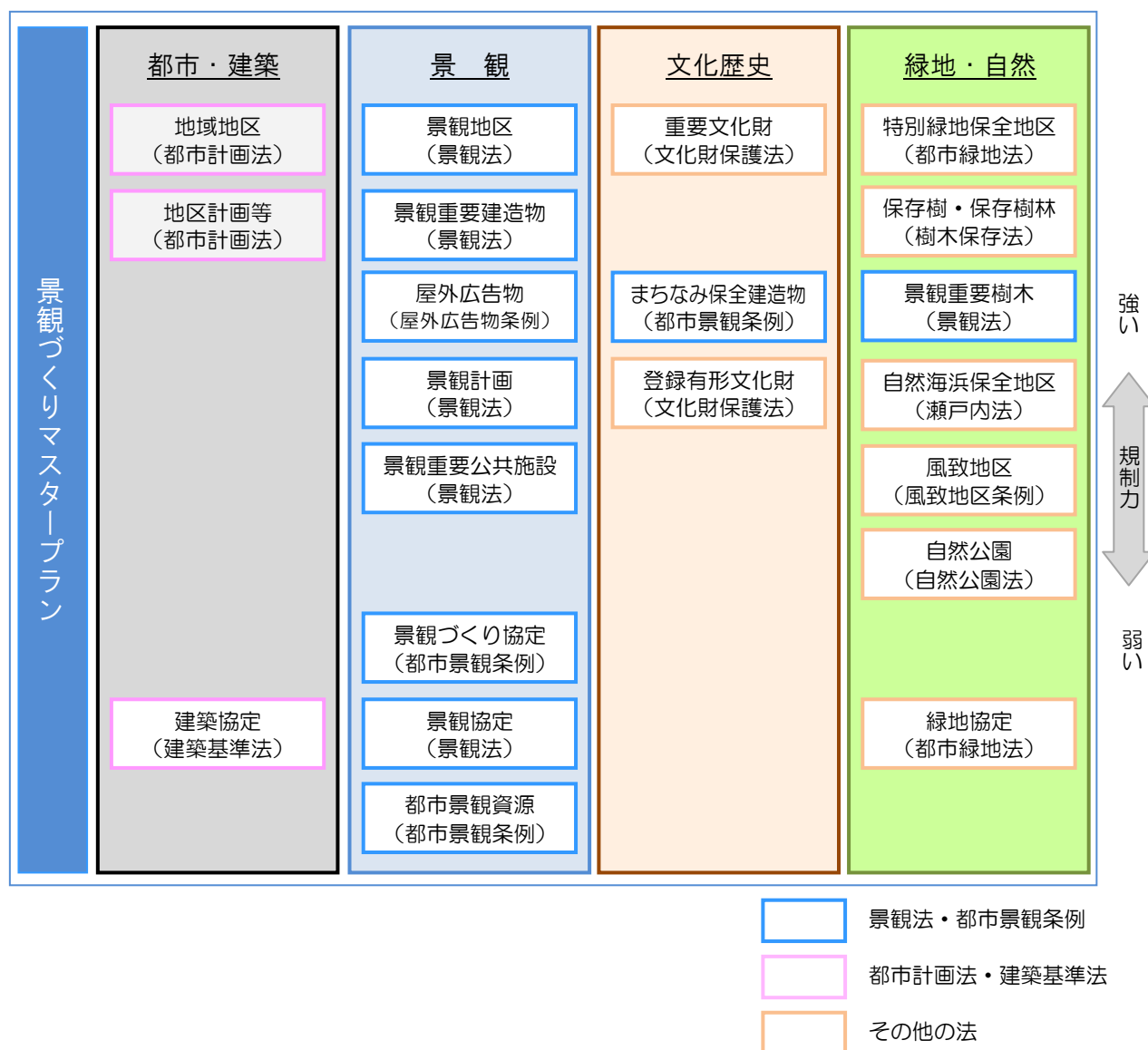
なお、景観法に基づく法定計画である北九州市景観計画は、北九州市景観づくりマスタープランに即して定めることとなります。



図：北九州市景観づくりマスタープランの位置付け

(2) 景観形成に関する諸制度

景観形成に関する法制度は、都市計画法、建築基準法、景観法、文化財保護法、自然公園法など多岐にわたっていることから、これらの法制度の活用により、地域の特性や対象に応じた良好な景観形成を図ります。



5 目標年次

目標年次は、平成 40 年（2028 年）とします。

なお、社会情勢や市民意識の変化、まちづくりの進展などを踏まえ、必要に応じ見直していきます。

※元号表記について

元号については、2019 年 5 月 1 日に改元することが決まっていますが、現時点で新元号については未定のため、このマスタープランでは、便宜上元号は「平成」表記としています。

6 これまでの取組と課題

(1)「知る」に関する取組と課題

景観づくりの第一歩として「良い景観とは何か」「地域の景観とは何か」など、景観を「知る」ための取組を実施してきました。取組以前と比べ、景観づくりの大切さや関心が高まったものの、これからより多くの市民や事業者に広めるために多様なツールを使うなど情報発信の強化が課題です。

- 景観フォトコンテスト
 - ・東田地区のPR、市制 50 周年記念「景観フォトコン」などのフォトコンテストを実施
- 景観トークショー
 - ・著名人による景観をテーマとしたトークショー等を実施
- 景観づくりの地域勉強会（景観アドバイザー地域派遣）
 - ・地域団体等と連携し市民を対象とした景観づくり勉強会を開催
- 都市景観賞・景観重要建造物等のパネル展
 - ・都市景観賞受賞や景観重要建造物等（写真パネル）を巡回展示
- 各種情報発信
 - ・ホームページによる都市景観賞の受賞作品や小学生を対象とした景観まちづくり学習の取組結果等の情報発信

など



トークショーの様子



景観フォトコン

(2)「守り・創る」に関する取組と課題

景観法に基づく景観計画を策定後、届出や協議の実績を重ね、地域の景観形成の創出を図ってきました。これからは更に地域特性に根ざした景観を創るために、景観形成基準の見直し、公共空間の良好な景観形成の強化などを進める必要があります。

- 建築物・工作物の届出・協議
 - ・建築物等の形態意匠・色彩等について、地域・地区ごとに定める景観形成基準に適合するよう、届出・協議による景観誘導
- 景観重要建造物・都市景観資源の指定・保全
 - ・地域の良好な景観形成に重要な景観要素である建築物等を景観重要建造物又は都市景観資源に指定
 - ・修景・保全に係る補助制度（景観重要建造物の保存整備、まちなみ保存建造物の修理・修景）
- 屋外広告物に係るデザイン協議
 - ・景観重点整備地区等での掲出において、周辺景観と調和するデザインとなるよう事業者と事前協議
 - ・車両ラッピング・バス停の広告掲出において、事業者とデザイン事前協議
- 景観協定の認可
 - ・地域の景観ルールである景観協定の締結に向けた技術支援



景観重要建造物 [NTT 西日本門司ビル]



車両ラッピング [北九州モノレール]



城野駅北地区3街区景観協定

(3)「担う」に関する取組と課題

「良好な景観づくりの主役は、市民一人ひとりである」ということを啓発するため、新たな景観づくりの担い手育成に取り組みました。今後も取組を継続し、地域で主体的な担い手となる人材の育成を進め、担い手が繋がり、活動を広げるための「場づくり」が求められます。

- 景観アドバイザー地域派遣（市民センター等）
 - ・景観アドバイザーによる地域の履歴や景観特性などについて考える景観づくり講座を実施
- シティバイクによる景観発見プロジェクト
 - ・大学生との協働による景観づくりイベントを企画実践
- 景観ツアーガイド養成講座
 - ・景観ツアーガイド養成講座受講者による景観ツアー実践プログラム
- 景観まちづくり学習
 - ・小学生を対象とした「景観まちづくり学習」を開催
- 地域の景観づくり主体との連携
 - ・門司港地区で活動する「門司港まちなみづくり協議会」との連携



景観資源を巡るツアーの写真



景観まちづくり学習の様子
(松ヶ江北小学校/猿食新田の見学)

(4)「高める」に関する取組と課題

市民一人ひとりの景観に対する意識を高め、景観に関する知識や技術の向上を図る取組を実施してきました。これにより市民の景観に対する意識や意欲が高まり、建築物等のデザインの向上に繋がりました。これからは地域主体の景観形成を図るため、地域のルールづくりや景観資源の保全・活用の取組などが求められます。

- 都市景観賞
 - ・良好な景観形成に寄与する建築物等や景観まちづくり活動などを都市景観賞として表彰し、広く市民に周知
- 景観アドバイザー制度
 - ・公共事業や大規模な建築物等の計画・設計等について、景観に係る専門家の助言・指導の実施
- 景観フォトエッセイ
 - ・「発見・感動・伝えたい！北九州市の景観」をテーマとした写真とエッセイを募り、地域景観への愛着を醸成



第7回都市景観賞(建築デザイン賞)



第7回都市景観賞(まちづくり活動賞)



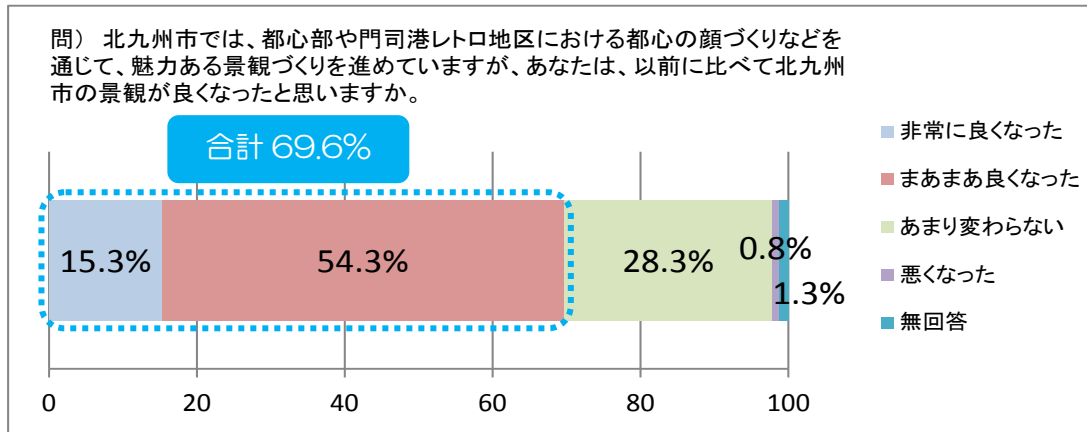
景観フォトエッセイ(優秀賞)

(5) 10年間の取組評価

景観づくりマスタープランの策定後、景観法に基づく届出・協議など、様々な取組を行うことにより、良好な都市景観の形成を進めてきました。その結果として、次のような評価になっています。

①市民の景観形成に対する認識

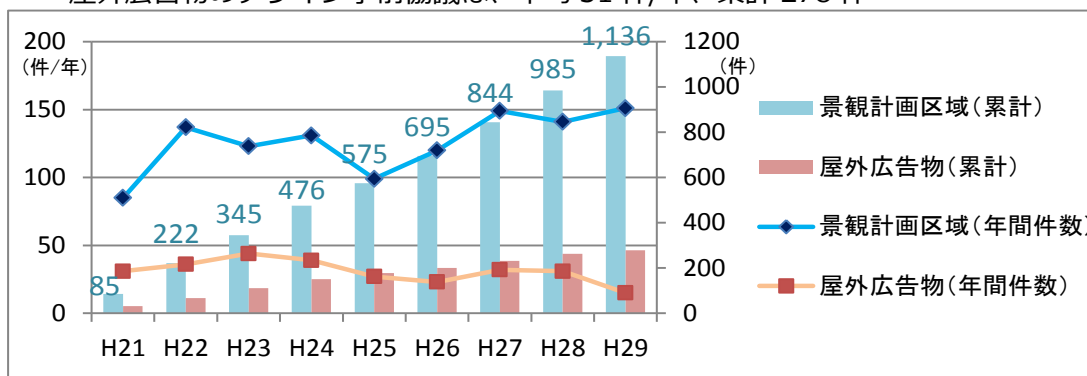
- ・約70%が以前より景観が良くなったと回答



行政評価に係る市民アンケート調査結果報告書（平成30年8月）

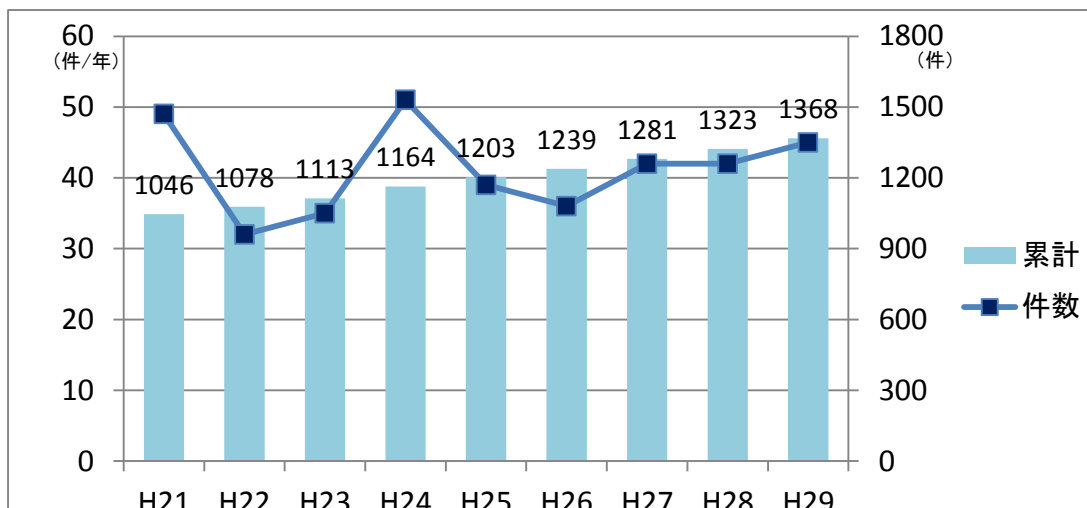
②景観法に基づく届出等の実績

- ・景観法による届出は、平均126件/年、累計1,136件
- ・屋外広告物のデザイン事前協議は、平均31件/年、累計278件



③景観アドバイザー協議件数

- ・景観アドバイザー協議件数は、平均41件/年、累計1,368件



（２）見直しの視点

社会状況の変化とこれまでの取組の課題を踏まえ、景観づくりの継続的な進展を図るため、次の視点で景観づくりマスタープランを見直します。

①コンパクトなまちづくりを踏まえた景観づくり

北九州市では人口減少等の課題から集約型都市構造への転換を進めています。都心・副都心、地域拠点においては都市機能の集積・維持・向上を図ります。居住誘導を図る街なかでは都市基盤や公共施設が充実し、高い生活利便性を維持していきます。

景観政策では、特に都心・副都心及び地域拠点を対象とした景観重点整備地区の指定により地域の景観づくりを進めてきました。今後も、将来都市構造を踏まえ、都心・副都心及び地域拠点では地域の顔となる景観づくりを推進し、居住誘導を図る街なかにおいて良好な都市景観の形成を進めることが必要です。

②地域特性を活かした魅力ある景観づくり

北九州市は、海、山、川等の自然や歴史・文化、工場、街など、景観を構成する多様な要素を有しており、地域特性を活かした魅力ある景観づくりを進めていくことが重要です。

今後は、地域特性をより活かしていくため、きめ細かな景観形成基準への見直しや地域のルールづくりの促進が必要です。

③シビックプライドの醸成に繋がる景観づくり

北九州市においても人口減少の対応は急務となっており、人口の転出を抑制し転入の増加を図る方策が求められています。そのため、市民がこの街を愛し、住み続けたい街となるよう、シビックプライドを醸成することが重要だと考えられます。

景観は歴史・産業・文化・自然などその地域独自のものが集積し形成される地域のアイデンティティです。地域の方々が地域の景観形成に主体的に関わることによって、シビックプライドを醸成する景観づくりを進めることが必要です。

④おもてなしの視点をもった景観づくり

本市においても近年、訪日外国人をはじめ多くの観光客が訪れています。今後も多くの観光客に訪れていただくためには、魅力的な観光まちづくりの進展が望まれます。

景観資源の新たな発掘と保全活用が魅力的な観光資源となることから、来訪者へのおもてなしの視点をもって、景観づくりを観光施策と連携して進めることが重要です。

第1章 北九州市の景観特性

1 北九州市の概況

北九州市の景観特性について「地勢」、「都市形成」、「歴史文化」の3つの視点から整理します。

(1) 地勢

①山地

市域の多くは山地で大小の山塊が占めています。風師山・戸ノ上山・足立山からなる企救山塊、貫山塊、福智山・皿倉山・帆柱山からなる福地山塊など、標高 300～900m の起伏に富んだ山々が連なっています。

②平野

山々の麓に広がる平野部は、北部の臨海部に沿って東西に帯状に広がるほか、周防灘沿いや遠賀川流域などに分離・散在するのみです。この限られた平野部を中心として北九州市の市街地が形成されています。



図：山地と平野

出典：国土地理院の電子地形図（タイル）、色別標高図

③海岸線

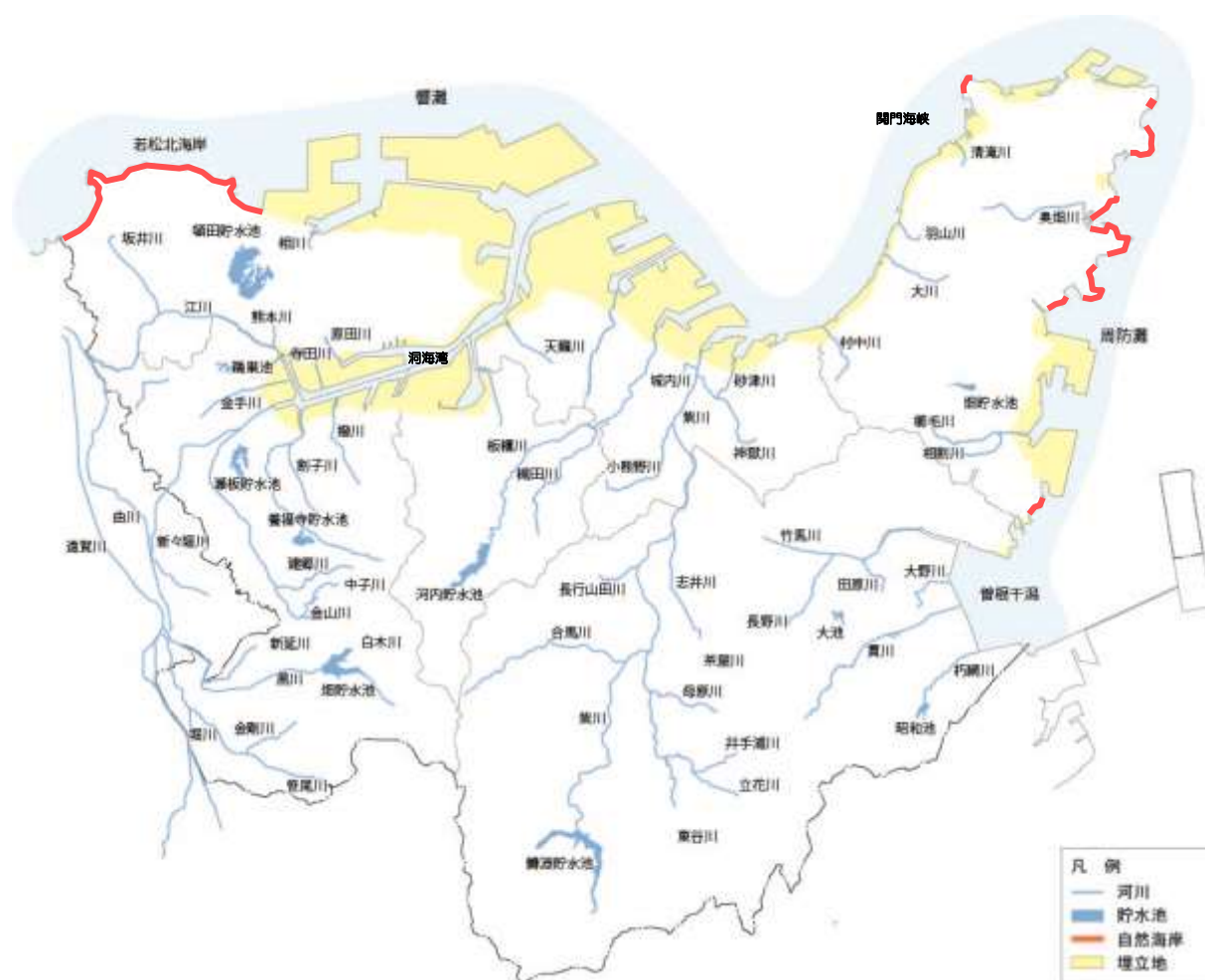
市域の北側は、関門海峡と響灘、東側は周防灘に面し、北西部には東西に細長い洞海湾をかかえています。市域の海岸線は、総延長約 200 kmと全国でも有数の長さを有し、多様な水際景観を見ることができます。

なお、臨海部の低地は埋立地、干拓地等の人口造成地が大半を占めており、自然の海岸は多くありません。

④河川

市域には、一級河川遠賀川水系のほか、二級河川に属する水系があり、54 の主要河川を有しています。

中でも、紫川、板櫃川、撥川では河川と街が一体となった整備が進み、うるおいのある都市空間を形成しています。



図：海岸線と河川

出典：国土数値情報「河川」

自然海岸及び埋立地は「新・海辺のマスタープラン」を参考に作成

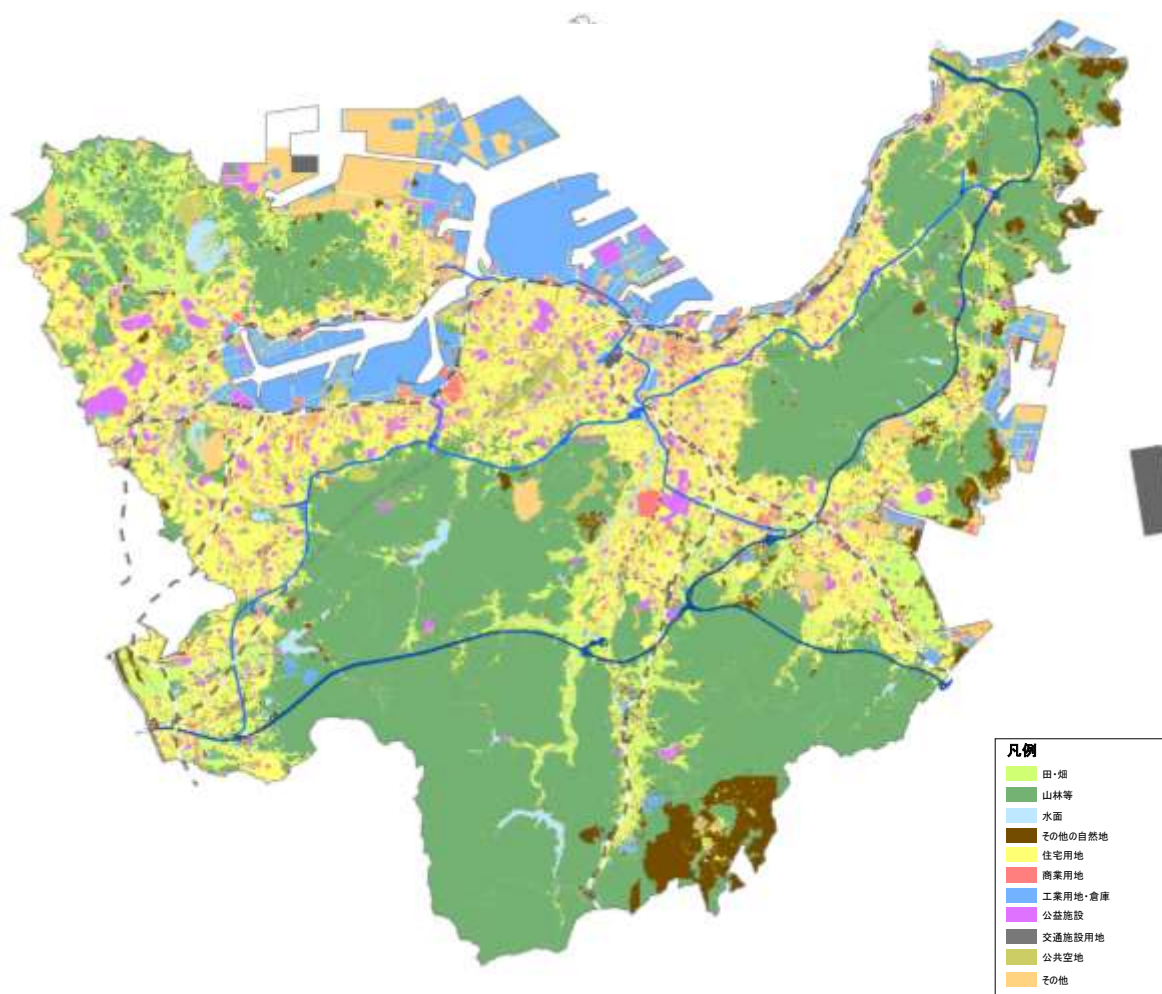
(2) 都市形成

① 土地利用

北九州市の市域面積は約 492 k m²ありますが、地形的制約のため、海沿いの平野を中心とした東西に長い高密度な市街地が形成されています。市街化区域は約 204 k m²あり、市域面積の約 42%を占めています。

市街地の後背となる小倉南区南部や若松区西部、八幡西区南部などでは、田畑が広がり、その背後に山林が広がっている状況がみられます。

また、北九州市の土地利用の特徴として、洞海湾周辺及び響灘の埋立地を中心に工業用地が集積しています。



図：土地利用状況

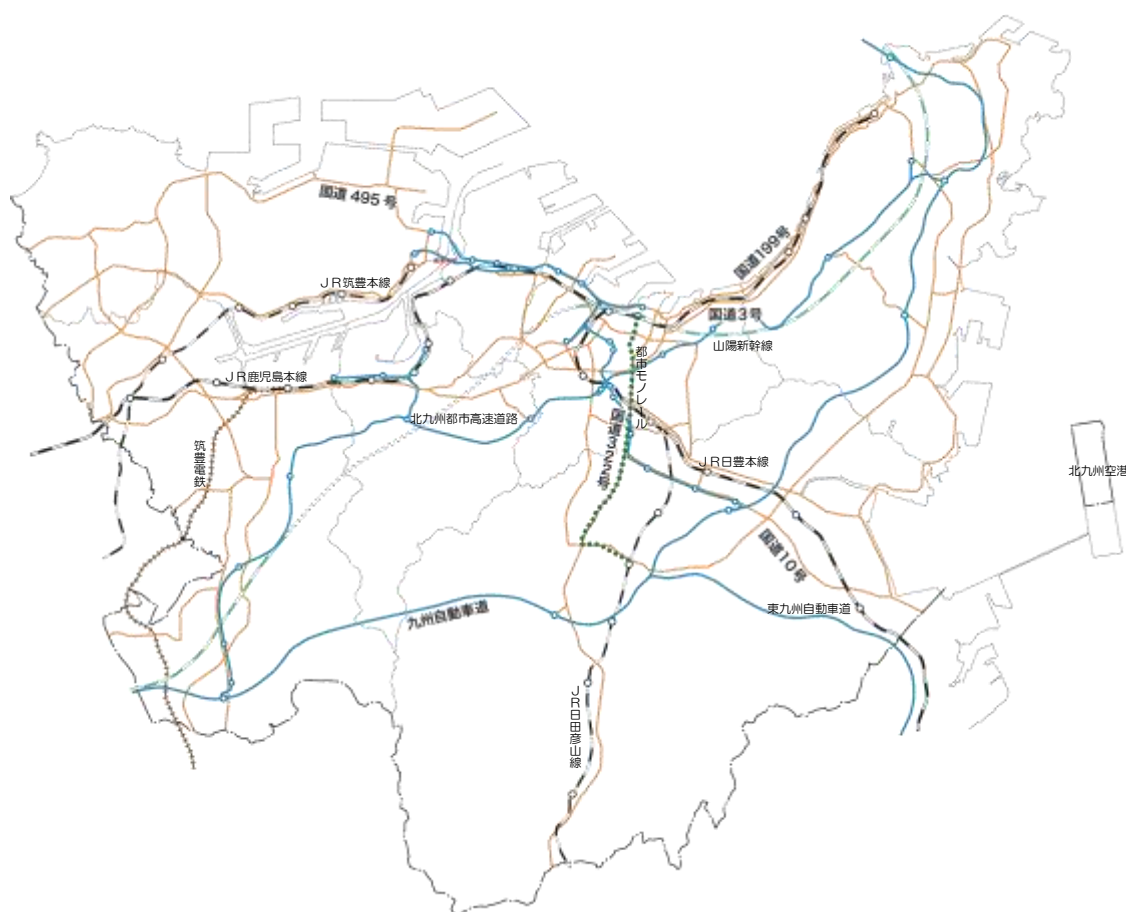
出典：北九州市都市計画基礎調査（平成 28 年度）

②交通網

市内には、公共交通や道路など交通施設が整備され、市街地の骨格となる交通網が形成されています。

軌道系交通は、山陽新幹線、鹿児島本線、日豊本線、筑豊本線、日田彦山線、筑豊電鉄および都市モノレールがあります。小倉駅、黒崎駅等は都市機能が集まる拠点であるとともに、多くの人が利用する交通結節点となっています。

道路は、広域交通を担う九州自動車道、東九州自動車道、市街地や拠点間を結ぶ都市高速道路、主要幹線道路がネットワークを形成しています。



図：主要交通網

出典：国土交通省「国土数値情報高速道路時系列データ」、
「国土数値情報鉄道データ」

(3) 歴史文化

① 歴史

<近世>

小倉は小倉城の築城により周辺諸国の商人や職人が集まる城下町として栄え、当時の町割が今も残っています。小倉から長崎に向かう長崎街道や小倉から中津に向かう中津街道など、九州各地へ向かう街道が整備されました。これらの街道沿いには宿場町が築かれ、木屋瀬、黒崎、大里においては、宿場町当時の面影が一部に残っています。



小倉城



木屋瀬

<近代>

明治 20 年代には、門司や若松が港湾都市として発展し、建築物や土木建造物などが多く建設されました。特に門司においては、横浜、神戸とならぶ国際貿易の港湾都市として、大正時代から昭和初期にかけて商社や金融機関が数多く立地し、今も多数の建築物が現存しています。

明治 30 年代には、八幡で官営八幡製鐵所が創業されたのを契機に、周辺に化学、窯業、電機などの諸産業も立地することで急激な工業化が進み、全国有数の工業都市となりました。そのため、当時の近代建築や工場・倉庫、土木建造物などの産業遺産が多く現存しています。



旧門司三井倶楽部本館



東田第一高炉跡

<現代>

戦後、北九州市は工場都市として再興し、響灘に面する埋立地を中心に多数の工場が立地しました。高度成長期に入り、昭和 38 年には、門司市、小倉市、若松市、八幡市、戸畑市の 5 市合併により、政令指定都市となりました。現在でも旧 5 市の特徴を引き継ぎ、それぞれのまちの顔を持っています。

②伝統文化

北九州市では、各地域固有の伝統文化が受け継がれており、地域における風景の1シーンとなっています。



戸畑祇園大山笠行事（戸畑区）



小倉祇園太鼓（小倉北区）



黒崎祇園行事（八幡西区）



沼楽（小倉南区）



大積神楽（門司区）



前田の盆踊（八幡東区）

※北九州市文化振興計画で紹介している主な伝統文化

③四季の催し

北九州市では、夏の花火大会、冬のイルミネーションなど、年間を通じて様々なイベントが開催され、四季折々の風物詩として市民や観光客に楽しまれています。

春には、市内各所で桜が見られ、秋には、白野江植物公園の紅葉や金山川のコスモスなど、四季を感じる景観が随所に見られます。

春



勝山公園の桜



吉祥寺藤まつり

夏



まつりみなみ



関門海峡花火大会

秋



白野江植物公園の紅葉



金山川のコスモス

冬



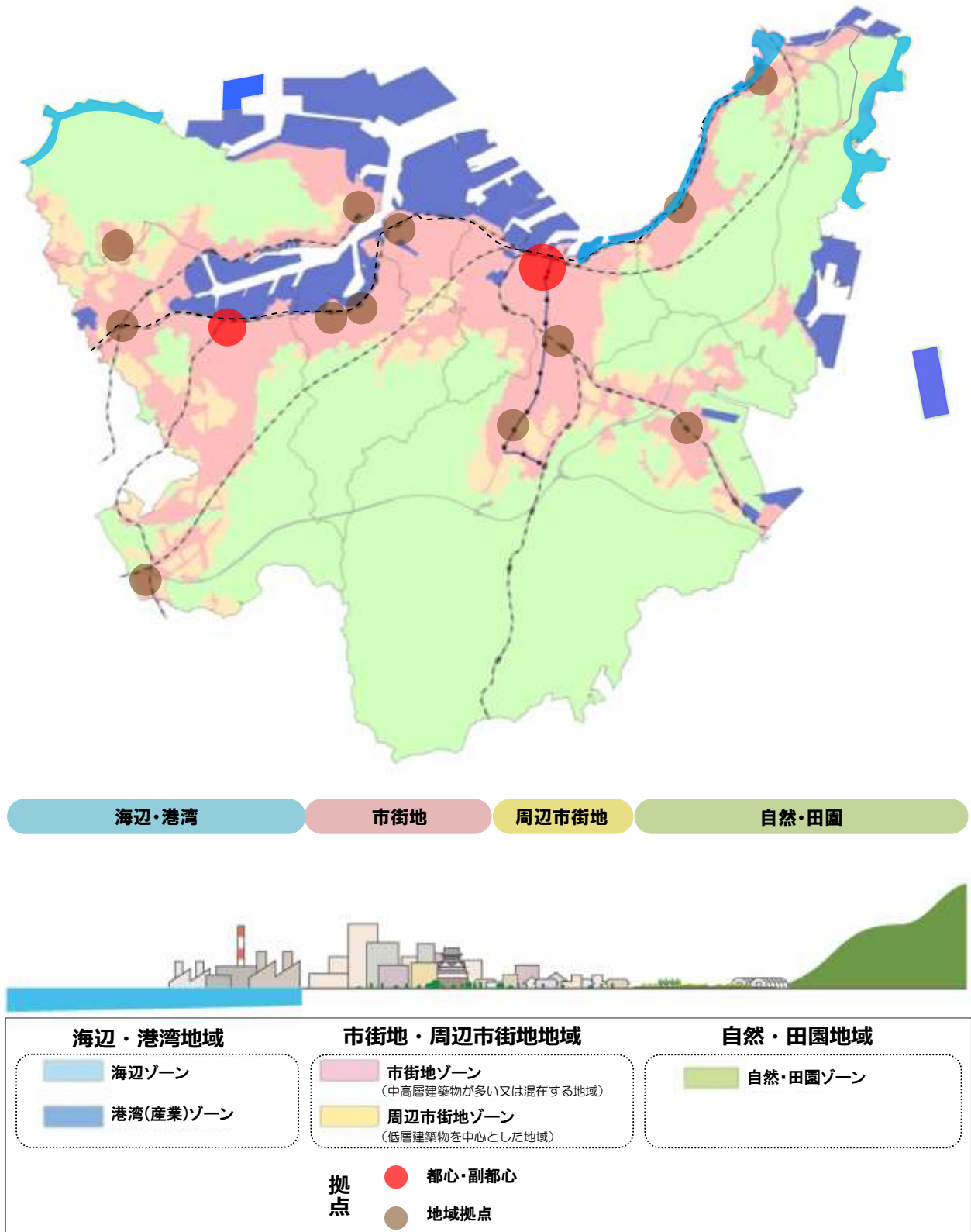
平尾台の野焼き



小倉イルミネーション

2 北九州市の景観特性

北九州市の景観特性は、「海辺・港湾地域」、「市街地・周辺市街地地域」、「自然・田園地域」の3つの地域に整理することができます。また、北九州市の顔となる都心・副都心や地域の顔となる地域拠点があり、近代の産業遺産や文化施設等が景観要素として点在しています。



図：景観特性の区分

(1) 海辺・港湾地域

①海辺ゾーン

- ・ 全国有数の長さを有し多様な顔を持つ水際景観が形成されています。特に関門地域は、まちと海が一体となったダイナミックな景観を有しています。また、多くの視点場から美しい関門海峡の景観を望むことができ、対岸には下関市の市街地が望め、夜間景観も眺望できます。
- ・ 喜多久自然海浜や若松北海岸などの自然海岸では、多くの市民に親しまれる自然景観を有しています。



関門橋



若松北海岸（遠見ヶ鼻）

②港湾（産業）ゾーン

- ・ 北九州市の沿岸部の大部分は、大規模な工場・倉庫、煙突、コンテナ・クレーンなどが並ぶ、躍動するものづくり都市を象徴する産業景観が形成されています。近年では工場夜景クルーズなども行われ、照明でライトアップされた幻想的な工場夜景を見ることができます。
- ・ 若松区響灘では、北九州市の環境施策をリードするエネルギー関連施設が立地しており、沿岸に風車が建ち並ぶ景観を有しています。
- ・ 北九州空港周辺では、背景の緑豊かな山並みや前面の周防灘への眺望に調和した、開放感のある景観が形成されています。



太刀浦コンテナターミナル



工場夜景

（２）市街地・周辺市街地地域

①市街地ゾーン

- ・ オフィスなどの業務施設や、飲食店やスーパーなどの生活利便施設などが集積し、人々の社会活動や日常生活などの場として、まちの活力を感じる都市景観が形成されています。



市街地の中高層建築物

②周辺市街地ゾーン

- ・ 周辺市街地の大半は低層を中心とする住宅地景観が形成されています。
- ・ 幹線道路沿いでは、郊外型店舗等による沿道景観が形成されています。
- ・ 周辺市街地周縁には面的に整備された住宅地景観が形成されています。



低層の住宅地

（３）自然・田園地域

①自然・田園ゾーン

- ・ 北九州市の大部分は山地が占めており、緑豊かで起伏に富んだ山並み景観を形成しています。
- ・ 山林や河川などと一体となった、のどかな田園風景が形成されています。
- ・ 市街地に隣接する山並みは、市街地景観の背景としてうるおいを与えています。



表情のある山並み景観

(4) 都心・副都心と地域拠点

①都心・副都心

- ・都心・副都心では、中高層の建築物や高次の都市機能が集積し、多くの人々が行き交う、北九州市の顔となる象徴的な都市景観が形成されています。
- ・小倉都心地区の中心を流れる紫川周辺では、周辺の市街地との一体的な整備が進み、美しい水辺景観が形成されています。また、勝山公園をはじめ緑地とオープンスペースが都市空間にうるおいを与えています。
- ・小倉駅の北側では国際展示場やスタジアムといった大規模な施設が集積し、海に開かれたダイナミックな市街地景観が形成されています。
- ・黒崎副都心地区では、黒崎駅を中心とした放射状の市街地が形成されており、駅から南にのびるふれあい通りは副都心のシンボルロードとなっています。



北九州モノレール



黒崎駅前

②地域拠点

- ・都市機能が集積し、地域の顔となる都市景観を形成しています。
- ・城下町の町割りや長崎街道の宿場町の面影、近代建築物や産業遺産などが残っており、地域の景観を形成する重要な要素となっています。
- ・地域のシンボリックな美術館や博物館といった文化施設が地域の景観を形成する重要な要素となっています。



木屋瀬のまちなみ



旧古川鉦業若松ビルと若戸大橋

第2章 景観づくりの理念と目標

1 景観づくりの理念

歴史、ものづくり、自然、そして人々が輝く景観を目指して

北九州市には、日本の近代化を支えてきた輝かしい歴史、ものづくりのまちとして、公害を克服し環境都市として培ってきた産業や技術、豊かな自然、そしてまちを大切に思う市民の心があります。

北九州市の景観は、地域固有の風土とそこに暮らす人々の営みが調和することで生み出されてきました。本格的な人口減少社会を迎え、集約型都市構造への転換など社会状況が大きく変化するなか、魅力的で持続可能なまちづくりを推進していくため、景観施策の方向性もそれらを踏まえたものとしていく必要があります。

魅力的な景観は、地域に愛着を育むだけでなく、地域の個性と魅力を高め、市内外から人々を呼び込む地域振興の大切な要素です。ここで暮らせてよかった、訪れてよかったと思えるまちの実現に向けて、北九州市の個性が輝くまちなみを創り、未来に引き継いでいきます。

そのために市民一人ひとりの主体性を育み、市民・事業者・行政の協働による魅力的な景観づくりを目指します。

2 景観づくりの目標

景観づくりの理念を踏まえ、5つの目標を定めます。

目標1 地域特性を活かした風格のある景観づくり

地域のまちなみや土地利用の状況を読み解き、地域の個性が光る風格ある景観づくりを目指します。

目標2 歴史と文化を継承する趣のある景観づくり

継承してきた歴史や文化は、長く人々が慣れ親しんできた魅力的な景観を構成する要素であり、これらの歴史や文化を感じられる趣ある景観づくりを目指します。

目標3 ものづくりの躍動感とまちの活力あふれる景観づくり

北九州市の発展を支えてきた臨海部に広がる工場・港湾施設等の集積による躍動感と、人々が暮らすまちの活力が感じられる景観づくりを目指します。

目標4 身近に水辺と緑を感じる景観づくり

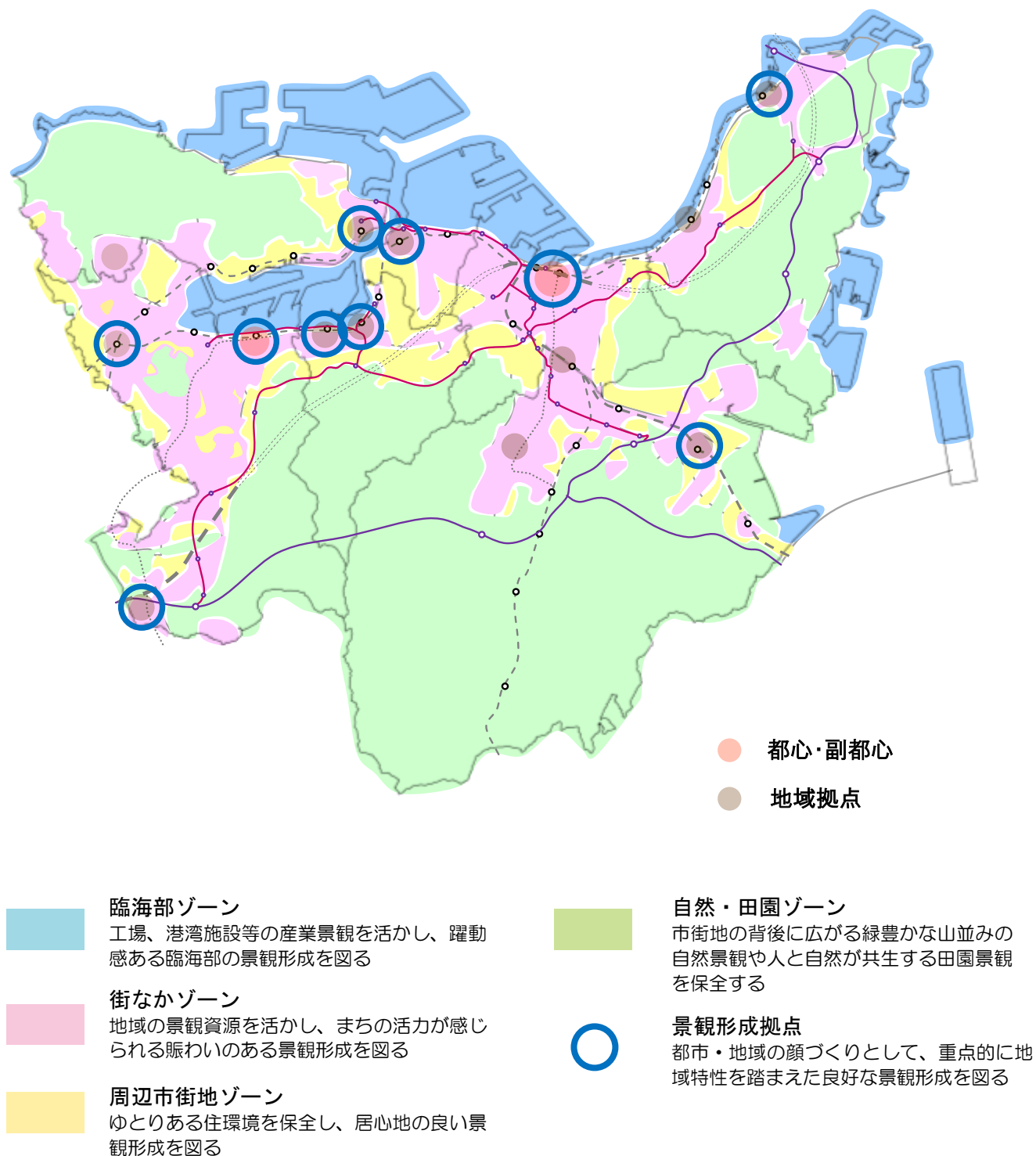
海と山の豊かな自然が市街地に近接している特徴を活かし、大都市でありながら身近に水辺や緑のうるおいを感じることができる景観づくりを目指します。

目標5 暮らす人、訪れる人に魅力ある景観づくり

そこで暮らす人の居心地の良い景観づくりと、観光都市として人が集まり訪れたいくなる景観づくりを目指します。

第3章 景観形成（都市景観像）の基本方針

北九州市の景観特性を踏まえ、ゾーンごとに景観形成の基本方針を定めます。



図：景観形成の基本方針

臨海部 ゾーン	○工場、港湾施設等の産業施設を活かした、躍動感や重厚感の感じられる景観形成を図ります。 ○海からの眺望や海を背景とした景観に配慮し、周辺環境と調和した景観形成を進めます。 ○魅力的な工場夜景の創出を図ります。	
街なか ゾーン	○多くの人が集まり、住み、働き、そして楽しむ場として、魅力的な都市景観の形成を図ります。 ○街なかの緑や水辺を活かし、安らぎとうるおいのある都市景観の形成を図ります。	
周辺 市街地 ゾーン	○ゆとりある住環境を保全し、居心地の良い景観形成を進めます。 ○緑豊かなうるおいある住宅地景観の形成を図ります。 ○周辺と調和した良好な沿道景観の形成を図ります。	
自然 ・ 田園 ゾーン	○市街地景観にうるおいを与える緑豊かな山並みの景観を保全します。 ○特色あるカルスト台地などの山地や貴重な自然海岸などの自然景観を保全します。 ○市街地に近接する農業を営む風景などの田園景観を保全します。	
景観 形成 拠点	○都市・地域の顔づくりとして、重点的に良好な景観形成を図ります。 ○地域の景観資源を大切し、地域特性を活かした景観形成を進めることで、来訪者にも喜ばれる景観づくりを進めます。 ○夜の賑わいを演出する夜間景観の形成を図ります。	

第4章 景観づくりの行動指針

景観づくりの理念・目標、景観形成の基本方針を踏まえ、景観づくりの取組における、基本姿勢、行動指針、市民・事業者・行政の役割を示します。

1 基本姿勢

景観づくりの取組における、「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」の4つの基本姿勢を定めます。

知る：市民一人ひとりが、景観は北九州の財産となることを知る

地域にとって大切な景観を知ることが、良好な景観を守り、育むことの第一歩です。より多くの市民・事業者・行政が北九州市の景観の大切さを認識・共有し、未来に引き継いでいきます。

守り・創る：地域に根差した景観を守り・創る

地域に根ざした景観を守り、育てていくことが、北九州市が目指す景観づくりの基本です。地域の景観特性や景観資源を共有し、市民・事業者・行政が一丸となり、北九州らしい景観を守り、創出していきます。

担う：地域が自発的に取り組む仕組みをつくり、多様な主体で景観づくりを担う

良好な景観づくりの主役は意欲ある市民一人ひとりで構成される多様な主体です。景観づくりに繋がる日常的な取組や地域の景観資源を育み、多様な主体の活動が相互に作用し活発になるように取り組んでいきます。

高める：景観に関わる多様な主体が、意識、知識、技術を高める

景観づくりの推進にあたっては、その担い手として、市民・事業者・行政がそれぞれ景観への意識、知識、感性、技術を高め合うことが求められます。

ニーズに応じた学習機会を創出し、景観づくりの担い手となる市民・事業者・行政を育て、相互に意識や技術を高め合っていきます。

2 行動指針

「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」の4つの基本姿勢に沿って、次のとおり行動指針を定めます。

(1) 「知る」に関する行動指針

①身近な景観の大切さを発見し、認識します。

好きな景観、懐かしい景観などの発見から、身近な景観や地域固有の景観を知ること、まちへの愛着や誇りを育みます。

②市民が共感する景観を守り、未来に引き継ぐため、一人ひとりができることを把握します。

北九州市ならではの景観や市民が大切だと考えている景観を守り、未来に引き継ぐため、景観ツアーの参加や景観に関する活動をしている組織への参加など、様々な景観づくりの場で学びます。

③守り、残したい景観を把握し、様々な手段を用いて情報発信します。

守り、残したい景観について、その価値や公的な計画における位置付け、活用状況等を把握し、地域の景観に関わる基礎的な資料として整理・集約します。また、これらを広く共有するためウェブサイトやSNS等を活用した情報発信に取り組みます。

(2) 「守り・創る」に関する行動指針

①地域特性を踏まえた都市や地域の顔となる景観づくりを進めます。

地域の拠点、優先的・重点的に対応すべき地区について、地域特性を踏まえた景観のルールづくり、地域で定めたルールの制度化等、規制誘導の強化を図り、メリハリある景観づくりを進めます。

②都市の歴史と文化を感じる景観を守り、創ります。

近世の街道の面影があるまちなみや近代化を支えてきた産業遺産など、地域の魅力的な景観の形成に寄与し、都市の歴史や文化が感じられる貴重な景観資源を将来に引き継いでいくために、維持管理や活用方法などの検討を進め、時代のニーズに合った保全・活用に取り組みます。
また、市民レベルでの保存活動などを継続できるような仕組みを検討します。

③豊かな自然景観や暮らしとの関わりが深い自然景観を保全します。

市民や事業者の協力による管理活動を通じて、街なかの身近な緑や緑豊かな自然景観を保全します。

④公共空間における良好な景観形成を促進します。

景観への影響が大きい大規模な公共建築物や土木構造物のデザイン向上を図り、公共空間の良好な景観形成をリードしていきます。また、サインなどの小規模の工作物についても、デザインの向上に取り組んでいきます。

(3) 「担う」に関する行動指針

①市民一人ひとりが、景観づくりの担い手となります。

市民一人ひとりが、景観づくりの担い手となることが大切です。小学校の景観学習や担い手育成プログラムの参加などを通して、景観づくりの担い手となります。

②多様な主体が、景観づくりの担い手となり活動します。

景観づくりは、多様な主体が担い手となり取り組むことが重要です。市民、事業者、NPO、大学等が担い手となり、各地域において景観づくりの活動に取り組みます。

③多様な主体が連携し、景観づくりの活動を支えます。

景観づくりの活動の継続・発展には、各々の連携・支え合いが大切です。そのため、各々の主体が積極的に情報交換や交流を行いながら景観づくりの活動に取り組みます。

(4) 「高める」に関する行動指針

①多様な主体のニーズに応じた景観教育の充実を図ります。

景観づくりにおいて市民・事業者・行政が担う役割は様々です。景観づくりの知識を高めていくために、それぞれのニーズに応じた景観教育を検討し、充実化に取り組みます。

②景観づくりの取組における様々な場面で専門家や大学の参画を図ります。

市民・事業者・行政の景観に対する意識や技術を効果的に高めていくため、積極的に専門家や大学の参画を図ります。景観セミナーやルールづくり、ガイドラインの作成など、事業の進捗や展開に応じて、適切な場面で専門家が景観づくりに参画できる仕組みを整えていきます。

③市民一人ひとりの自覚や責任を促し、北九州市への愛着を育みます。

市民一人ひとりの景観についての関心や取組への意欲を高めるため、啓発活動を充実させていきます。

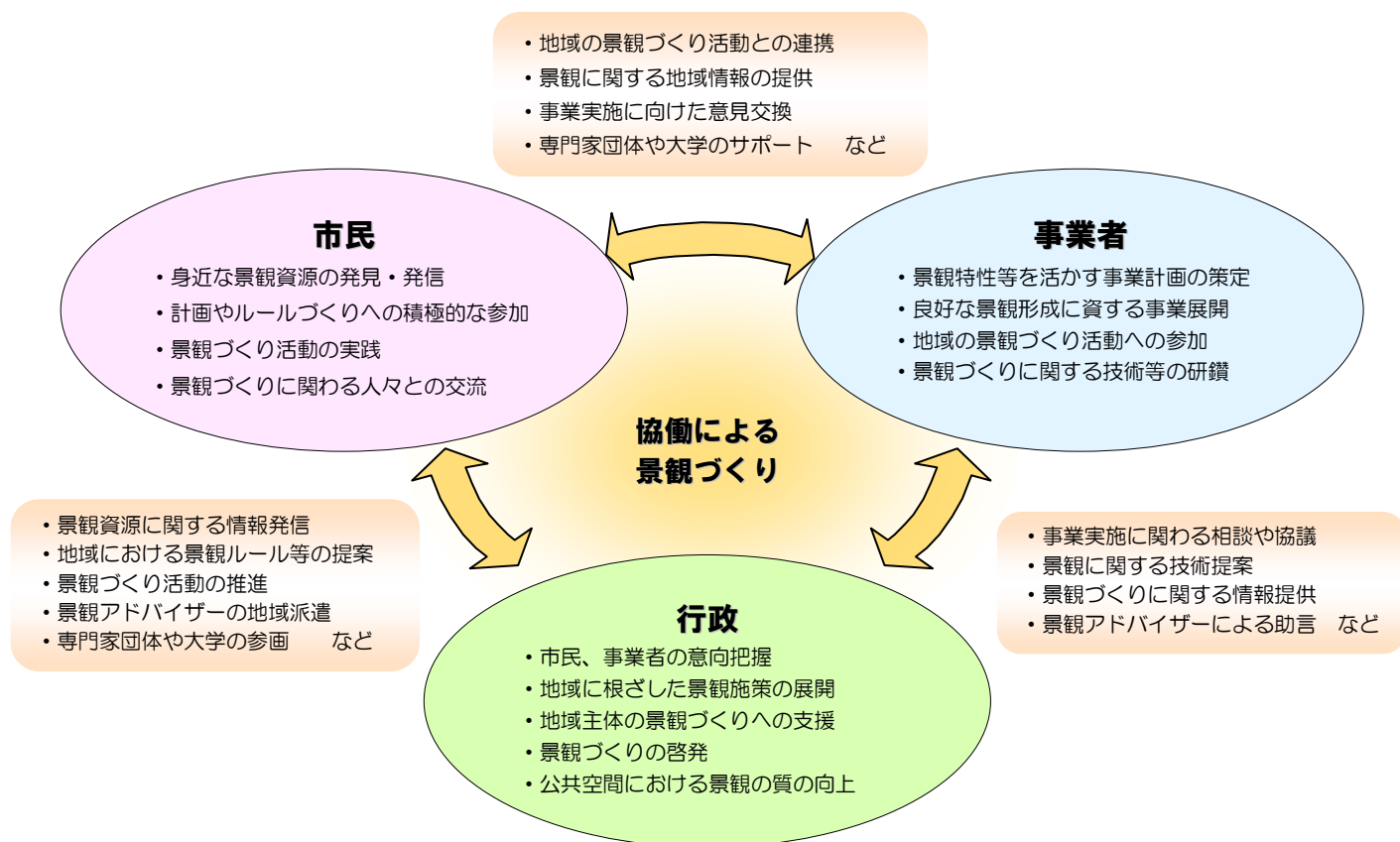
また、実際に取組を行っている地域まちづくり団体や事業者の表彰などを通じて、良好な景観の形成に寄与しているという自負を育て、シビックプライドの醸成につなげていきます。

④地域の活性化に繋げる景観資源の活用を進めます。

地域の魅力的な景観資源を観光資源として活用することが、地域活性化へ繋がると期待されています。おもてなしの視点を持って、景観資源の保全活用や環境美化などに取り組みます。

3 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の協働による景観づくりの推進に向けて、市民・事業者・行政が担うそれぞれの役割を次のように示します。



図：市民・事業者・行政の協働による景観づくりのイメージ

(1) 市民の役割

- ・身近な景観に関心を持ち、将来に引き継ぎたい景観資源の発見に努め、情報発信します。
- ・景観づくりに関する計画やルールづくりに積極的に参加します。
- ・一人ひとりができることから景観づくりに取り組みます。
- ・景観に関わる意識・知識を高めるために、景観づくりに関わる様々な人との交流に努めます。

(2) 事業者の役割

- ・地域の景観特性や大切な景観資源を十分に認識した上で、事業計画を策定します。
- ・良好な景観形成の推進に努め、地域特性を活かす事業を展開します。
- ・積極的に環境美化活動等に取り組むとともに、市民や行政が取り組む景観づくりに積極的に参画します。
- ・地域固有の素材、工法、意匠等を研鑽し、継承するとともに、広く発信します。

(3) 行政の役割

- ・景観に関わる市民・事業者の意向把握等に努めます。
- ・自然特性や都市形成の履歴に根ざした景観形成を推進し、地域・地区におけるきめ細かな規制誘導を行います。
- ・景観アドバイザーの派遣や各種景観づくりイベント等を通じ、景観づくりに関わる“場と機会の提供”を行い、地域主体の景観づくりを支援します。
- ・意識、知識、技術を高めるために、景観教育の機会の創出、顕彰制度や広報などの啓発活動の充実に努めます。
- ・公共空間における良好な景観形成を図るため、景観への影響が大きい公共建築物や土木構造物などのデザイン向上に努めます。
- ・まちづくりに携わる職員一人ひとりが、景観づくりに関する知識・技術の向上に努めます。

第5章 景観づくりマスタープランの実現に向けた取組

景観づくりマスタープランの実現のため、次のような景観施策を推進していきます。

1 届出・協議による景観誘導

「一定規模を超える」または「景観形成を図る地区の建築物や工作物の新設等」の行為に対して、法に基づく届出、専門家の助言制度などを活用して、良好な景観形成の誘導を図っていきます。

(1) 建築物・工作物の景観誘導

○景観法に基づく届出

景観法に基づく届出により、景観計画に定める景観形成基準等との適合性を確認するとともに、良好な景観形成に向けた協議を行います。

○景観に関する諸制度の活用

地域が目指す景観形成に適した関連する諸制度を適切に活用し、良好な景観形成を図ります。



地区計画【大里本町地区】



景観協定【城野駅北地区3街区】

○景観計画の見直し（届出対象、景観形成基準等）（新）

地域特性を活かした景観形成を一層推進するため、届出対象や建築物の形態意匠・色彩の景観形成基準（遵守基準）等を見直します。また、現在8地区ある景観重点整備地区に、地域拠点である折尾、下曽根の2地区の追加を検討します。なお、景観計画は、地域の住民の意向や景観形成の状況を踏まえ、適宜見直していきます。

○景観ガイドライン（推奨基準）の検討（新）

景観計画に定める地域・地区における遵守すべき景観形成基準とともに、目標とする魅力的な景観形成を図るためのヒントや参考となるデザインなどをまとめた「景観ガイドライン（推奨基準）」の作成について検討します。

また、地域景観に大きな影響を与える公共施設のデザインの向上については、景観アドバイザー制度の活用による助言指導による誘導とともに、そのデザイン指針となる「(仮)公共施設景観ガイドライン」の作成について検討します。

（２）屋外広告物の景観誘導

○屋外広告物の事前協議

良好な景観形成の阻害となるような屋外広告物の設置を抑制し、北九州市屋外広告物条例に基づき、景観計画との適合性について、デザイン事前協議を行います。

○車両ラッピング、バス停広告のデザイン協議

公共空間にふさわしい広告物の掲出を図るため、路線バスなど公共交通の車体広告やバス停広告について、デザイン事前協議を行います。



車両ラッピング【ハローキティ】



バス停広告

（３）緑地・自然景観の保全

○自然公園・風致地区の指定等による保全

緑豊かで雄大な自然景観においては、風致地区や自然公園区域の指定によりその景観の維持を図ります。



平尾台の野焼き

（４）景観アドバイザー制度の活用

○景観アドバイザーによる助言・指導

景観形成への影響が大きな公共事業や大規模な建築物などは、景観に係る専門家の助言や指導により、デザインの向上を図ります。



景観アドバイザー会議の様子

2 景観資源の保全・活用

地域の魅力的な景観資源を発掘し、景観重要建造物等の指定制度や修景に係る助成による保全とともに、地域活性化に寄与する活用を推進します。

(1) 景観資源の保全

○景観重要建造物及び都市景観資源の指定

良好な景観の形成に特に重要な建造物を景観重要建造物として、地域における重要な景観資源を都市景観資源として指定していきます。また、その景観資源の価値や履歴などの基礎的な情報を整理し、市民への周知を図るため情報発信していきます。

○助成制度による保全支援（景観重要建造物、まちなみ保存建造物）

景観資源として特に重要な景観重要建造物やまちなみ保存建造物については、景観を維持するため、外観等に係る修理や修景工事の一部を助成します。

○景観上重要な樹木の保全

景観上のシンボルとなる樹木を適切に保全します。

(2) 景観資源の活用【新規】

○夜間景観形成の推進（新）

夜間景観ガイドラインに基づくライトアップなどにより、夜のまちなみや景観資源の魅力向上を図り、魅力ある夜間景観の形成を積極的に推進します。



小倉城のライトアップ



東田第一高炉跡のライトアップ

○地域活性化に寄与する景観資源の活用（地域ブランドづくり）（新）

近代化産業遺産や大規模な土木施設、自然景観などの景観資源は、魅力的な観光資源となるポテンシャルがあることから、景観資源の活用検討などについて、観光施策との連携を進めます。



南河内橋



カルスト台地（平尾台）

○景観資源の持続的な保全・活用に向けた仕組みの検討（新）

地域の良好な景観資源の保全・活用を行政の支援だけで持続するには限界もあるため、市民全体で支える仕組みについて検討します。

3 景観づくりの普及啓発

優れた景観の表彰や景観をテーマとしたイベントを実施し、広く市民に情報発信していきます。また、地域の良い景観資源の発掘を進めるほか、将来の景観づくりを担う子どもを対象とした景観教育を継続していきます。

(1) 優れた景観の表彰・周知

○表彰制度等の実施

良好な景観形成に寄与した建築物や工作物、景観づくりの活動などを表彰します。



第7回都市景観賞授賞式

○景観をテーマとしたイベント等の実施

市内の景観資源を発見するツアーや心に残る風景のフォトコンテストなど、景観の大切さを認識する機会を提供していきます。

○SNS等による情報発信と共有（新）

従来型の一方向の情報発信手段だけでなく、若者や外国人の利用者が多く情報共有が容易なSNSを活用することで、景観に関する情報発信の強化と共有を図ります。

(2) 地域の優れた景観の普及【新規】

○地域の優れた景観資源の発掘（新）

ワークショップやまち歩きイベントを通じて、地域の景観資源を掘り起こしていきます。また、その結果を地域で共有して頂くため、マップにまとめ配布するなど、情報発信していきます。

(3) 子どもの景観教育

○小学生を対象とした「景観まちづくり学習」の開催

将来の景観づくりを担う小学生を対象に「景観まちづくり学習」を継続していきます。



調査結果のまとめ



発表の様子

4 市民・事業者等の主体的な景観づくりの促進

市民・事業者等の主体的な景観づくりの取組を促進するため、担い手の育成や場づくり、景観に関する団体との連携、地域のルールづくりの促進、景観形成のための技術支援などに取り組んでいきます。

(1) 多様な担い手の育成と場づくり

○担い手育成プログラムの実施

専門家の協力により、担い手育成の実践プログラムを実施し、地域の景観づくりの担い手の育成を促進していきます。

○景観づくりに意欲ある多様な人材の発掘・育成（新）

観光案内やまち歩き活動、リノベーションなど、まちづくり活動を行う個人や団体等から景観づくりを担う人材の発掘を行い、景観づくり活動に継続的な参画を促すことで、担い手の育成を図ります。



道路空間の民間活用（魚町サンロード）

(2) 景観づくり主体との連携

○地域のまちづくり団体との連携

新たな景観づくり主体の育成を図るため、環境美化活動など、様々なまちづくり活動を行う団体との連携を積極的に図ります。

○大学生との協働による景観イベント等の企画実践

若者の視点の新たな景観づくりを推進するため、大学や大学生と連携し、景観イベント等の企画・実践を行います。

○事業者団体や学術機関など多様な主体の参画促進（新）

地域の景観づくり活動を高めるため、事業者団体や大学などの専門家が地域における景観づくり活動に多く参画できるように支援・促進していきます。

（３）地域のルールづくりの促進

○景観協定等の締結に向けた支援

景観協定や地区計画、建築協定など、法令に基づく景観に関するルールを検討する地域について、検討段階に応じた技術的な支援を行うなど、総合的なサポートを行います。

○地域の景観ガイドラインの作成支援（新）

地域独自の景観に関するルールづくりに取り組む地域には、景観ガイドラインの作成支援を積極的に行っていきます。

（４）地域の取組に対する技術支援

○地域の景観づくり課題の解決に向けた技術支援

地域における景観づくり活動の継続・発展のため、景観アドバイザー地域派遣等により、取組状況に応じた専門的な支援をします。



景観アドバイザーの地域派遣

景観づくりマスタープランの実現に向けた取組（まとめ）

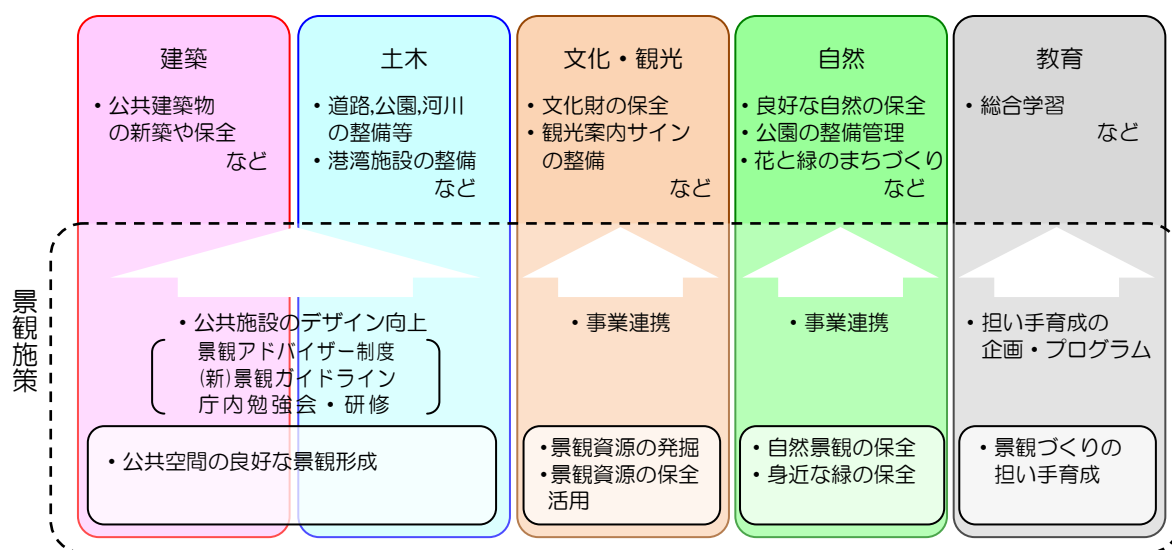
	継続する取組	新たな取組
届出・協議 による 景観誘導	建築物・工作物の景観誘導 守り・創る ○景観法に基づく届出 ○景観に関する諸制度の活用 ○届出対象の見直し ○景観形成基準の見直し ⇒ 景観計画の見直し	
	屋外広告物の景観誘導 守り・創る ○屋外広告物の事前協議 ○車両ラッピング、バス停広告のデザイン協議	
	緑地・自然景観の保全 守り・創る ○自然公園・風致地区の指定等による保全	
	景観アドバイザー制度の活用 高める ○景観アドバイザーによる助言・指導	
景観資源の 保全・活用	景観資源の保全 知る 守り・創る ○景観重要建造物及び都市景観資源の指定 ○助成制度による保全支援（景観重要建造物、まちなみ保存建造物） ○景観上重要な樹木の保全	
	景観資源の活用 知る 高める ○夜間景観形成の推進 ○地域活性化に寄与する景観資源の活用（地域ブランドづくり） ○景観資源の持続的な保全・活用に向けた仕組みの検討	
景観づくり の 普及啓発	優れた景観の表彰・周知 知る 高める ○表彰制度等の実施 ○景観をテーマとしたイベント等の実施 ○SNS等による情報発信と共有	
	地域の優れた景観の普及 知る 担う ○地域の優れた景観資源の発掘・発信	
	子どもの景観教育 知る 担う ○小学生を対象とした「景観まちづくり学習」の開催	
市民・事業者等の主体的な景観づくりの促進	多様な担い手の育成と場づくり 知る 担う 高める ○担い手育成プログラムの実施 ○景観づくりに意欲ある多様な人材の発掘・育成	
	景観づくり主体との連携 担う 高める ○地域のまちづくり団体との連携 ○大学生との協働による景観イベント等の企画実践 ○事業者団体や学術機関など多様な主体の参画促進	
	地域のルールづくりの促進 守り・創る 担う ○景観協定等の締結に向けた支援 ○地域の景観ガイドラインの作成支援	
	地域の取組に対する技術支援 守り・創る 担う 高める ○地域の景観づくりに関する課題の解決に向けた技術支援	

5 景観施策の推進体制

景観施策を推進するにあたっては、関係部局と十分な調整を図るとともに、市民や専門家の意見を反映するための審議会、専門家の指導・助言を頂く景観アドバイザー制度を活用しながら進めていきます。

(1) 関連部局との連携

景観施策は、建築、土木、文化・観光、自然、教育など、広範囲の分野にまたがるため、担当部局との連携が大切です。そのため、景観アドバイザー制度の活用、景観ガイドライン（推奨基準）の運用などにより、行政の関連部署が連携して取り組んでいきます。



(2) 景観審議会

景観施策の適切な実施及び見直し等について、市民や専門家の意見を反映するために、北九州市景観審議会及び関門景観審議会を運営していきます。

○景観審議会の役割

	北九州市景観審議会	関門景観審議会
役割	○市長の諮問に応じ、下記事項を調査審議する ○下記事項に関して、市長に意見を述べる ・基本指針の策定及び変更に関する事 ・景観計画の策定及び変更に関する事 ・景観形成誘導地域及び景観重点整備地区の指定等に関する事 ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関する事 ・その他、都市景観の形成に関する重要な事項	○関係市長の諮問に応じ、関門景観に関する重要な事項を調査審議する ○下記事項に関して、関係市長に意見を述べる ・関門景観基本構想の策定及び変更に関する事 ・関門景観計画の策定及び変更に関する事 ・関門景観形成地域の届出行為に関する勧告等 ・その他、関門景観の形成に関する重要な事項

(3) 景観アドバイザー制度

次の事業に対して、専門家の見地から技術的な指導、助言を得る「北九州市景観アドバイザー制度」を都市景観条例に基づき設置しています。

○景観アドバイザー制度の対象事業

- ・ 公共施設の新築等、工作物の設置等
- ・ 大規模な民間施設の新築等
- ・ 車両ラッピング等
- ・ 公共事業における景観に係る整備計画やデザイン指針等の作成 など

6 取組の成果指標

景観づくりマスタープランの達成状況を確認するためには、成果指標の設定が効果的であり、現在、成果指標として「行政評価に係る市民アンケート調査」と「市民意識調査（市政評価・市政要望）」があります。

一方、全国的にも景観の成果の評価方法については確立されておらず、今後、評価方法のあり方や指標の設定等について検討していきます。

また、適宜、下記の指標等にて状況の把握に努めるとともに、中間年次（概ね 5 後）には、進捗状況を確認し、必要に応じて見直していきます。

○成果指標（既存）

- ・「行政評価に係る市民アンケート調査」における
「北九州市の景観が良くなったと思う 市民の割合」
- ・「市民意識調査（市政評価と市政要望）」における
「都市景観の整備」順位

成果指標の詳細

<行政評価に係る市民アンケート調査>

問）北九州市では、都心部や門司港レトロ地区における都心の顔づくりなどを通じて、魅力ある景観づくりを進めていますが、あなたは、以前に比べて北九州市の景観が良くなったと思いますか。

問）あなたが好きな「北九州市らしい景観」は何ですか。

問）これから小倉都心地区では、建物や通りを夜間照明によって演出するなど「あかりによる街の魅力づくり」を推進していきます。あなたは現在の小倉都心地区の夜間景観についてどのように感じていますか。
（※H30 年度より）

<市民意識調査（市政評価と市政要望）>

- 「都市景観の整備」（まち並みづくりと歴史的建造物の活用など）の順位

進捗状況の把握に参考とする指標

届出・協議による 景観誘導	・景観法第 16 条に基づく届出件数 ・景観アドバイザー協議件数
景観資源の 保全・活用	・地域の景観資源の認知件数 ・夜間景観（ライトアップ）の取組件数
景観づくりの 普及啓発	・表彰制度等の参加数 ・普及啓発活動の実施数 ・景観まちづくり学習の実施校数
市民・事業者等の主体的な 景観づくりの促進	・担い手育成プログラムの参加者数 ・景観アドバイザーの地域派遣数

資料編

1 景観施策の経緯

昭和 59 年に「北九州市都市景観条例」を策定し、北九州市が持つ自然、社会、歴史的条件と調和した都市景観を守り、つくり、育てるための施策を推進してきました。平成 13 年には、下関市と共同で「関門景観条例」を制定し、県境を越えた広域的な都市景観の形成に取り組んでいます。

現在、景観法の制定を受け条例を全部改定し、法に基づく景観計画を策定したことから、景観法の諸制度の活用による景観施策を推進しています。

平成 25 年には、景観重要建造物（6 件）を指定し、平成 27 年には、景観協定の認可を行っています。

年	内 容
昭和 55（1980）年	北九州市景観審議会の設置
昭和 57（1982）年	北九州市景観審議会の答申（「北九州市の都市景観に関する基本的な考え方および整備の方向性等について」）
昭和 59（1984）年	（旧）北九州市都市景観条例の公布
昭和 60（1985）年	（旧）北九州市都市景観条例の施行（大規模建築物等の届出開始）
昭和 61（1986）年	都市景観整備地区の指定（小倉都心、若松、黒崎副都心、門司港）
平成 元（1989）年	景観アドバイザー制度の開始
平成 2（1990）年	都市景観整備地区の指定（国際通り）
平成 4（1992）年	「北九州市臨海部工場・港湾施設等色彩基本計画」 “カラフルネッサンス北九州”による臨海部の色彩誘導開始
平成 5（1993）年	北九州市都市景観基本計画の策定
平成 7（1995）年	都市景観整備地区の指定（木屋瀬）
平成 9（1997）年	都市景観整備地区の指定（戸畑）
平成 10（1998）年	関門景観協定の締結
平成 11（1999）年	関門景観基本計画の策定
平成 13（2001）年	関門景観条例の制定 都市景観整備地区の指定（東田）
平成 14（2002）年	関門景観基本構想の策定
平成 16（2004）年	関門景観形成地区の指定、関門景観形成指針の告示
平成 18（2006）年	新北九州空港周辺景観形成ガイドラインの策定（届出開始）
平成 19（2007）年	北九州市都市計画審議会の答申 （「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方」）
平成 20（2008）年	北九州市景観づくりマスタープラン及び景観計画の策定
平成 21（2009）年	北九州市都市景観条例（全部改定）の施行（景観法に基づく条例に移行）
平成 22（2010）年	北九州市景観づくりマスタープラン及び北九州市景観計画の変更 （関門景観形成地域の追加）
平成 23（2011）年	関門景観条例（改正）の施行（景観法に基づく条例に移行）
平成 25（2013）年	景観重要建造物（6 件）及び都市景観資源（8 件）の指定
平成 27（2015）年	景観協定（城野駅北地区 3 街区）の認可
平成 29（2017）年	北九州市景観計画の変更（景観重点整備地区（小倉都心・東田））

2 景観施策の取組（実績）

（１）届出・協議による景観誘導

①景観法に基づく届出件数

平成30年3月31日現在

年度 地域・地区	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合 計
景観計画区域	13	26	29	52	38	31	36	20	29	274
臨海部産業 景観形成誘導地域	29	48	34	45	22	41	55	59	62	395
北九州空港周辺 景観形成誘導地域	3	13	8	4	0	3	19	5	8	63
景観重点整備地区	35	37	35	21	25	42	29	36	36	296
関門景観形成地域	5	13	17	9	14	3	10	21	16	108
合 計	85	137	123	131	99	120	149	141	151	1,136

※複数の地域・地区にまたがる場合は、主たる地域・地区の届出件数にて集計

※景観法に基づく「北九州市都市景観条例」の施行（平成21年4月1日）以降の集計

ただし、関門景観形成地域は、景観法に基づく「関門景観条例」の施行（平成23年4月1日）以降の集計

○景観重点整備地区別届出件数

平成30年3月31日現在

年度 地区	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
門司港地区	5	5	4	0	2	2	3	3	0	24
小倉都心地区	7	7	8	4	7	9	11	9	9	71
若松地区	1	1	4	1	0	2	1	3	1	14
国際通り地区	0	0	2	1	1	1	3	4	0	12
東田地区	4	7	4	9	3	9	3	4	4	47
黒崎副都心地区	14	13	8	5	7	15	2	6	3	73
木屋瀬地区	1	1	1	0	1	1	5	4	15	29
戸畑地区	3	3	4	1	4	3	1	3	4	26
合 計	35	37	35	21	25	42	29	36	36	296

②景観アドバイザー協議件数

平成30年3月31日現在

年度 分類	H1～H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合 計
道路整備	207	10	2	4	10	12	3	7	4	8	267
公園整備	56	2	1	0	2	2	3	1	1	0	68
河川整備	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
橋梁整備	57	1	2	1	2	0	2	0	0	0	65
港湾整備	33	1	1	1	2	1	1	1	0	0	41
公共施設（建築物）	287	8	12	10	13	12	10	16	13	18	399
公共施設（その他）	209	13	2	6	4	1	6	1	5	6	253
民間企業等の相談	137	14	12	13	18	11	11	16	19	13	264
合 計	997	49	32	35	51	39	36	42	42	45	1,368

※都市景観条例に基づき平成元年から実施

③屋外広告物の協議件数

平成30年3月31日現在

年度 協議内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合 計
屋外広告物	31	36	44	39	27	23	32	31	15	278
車体広告物	12	10	17	19	23	28	26	38	29	202

※「北九州市屋外広告物条例（改正）」の施行（平成21年4月1日）

※車体広告物の協議は「北九州市車体利用広告物デザイン等指導要綱」に基づき平成20年10月6日に開始

(2) 景観資源の保全・活用

① 景観重要建造物・都市景観資源

若戸大橋と洞海湾	【都市景観資源・景観重要建造物】
	指定年月日 平成 25 年 12 月 13 日 ※景観重要建造物は若戸大橋のみ 所 在 地 若松区・戸畑区 指定理由 建設当初、「東洋一の夢の吊橋」といわれ、平成 24 年に開通 50 周年を迎えました。洞海湾に架かる赤い橋は北九州市のランドマークとなっています。
朽木ビル	【都市景観資源・景観重要建造物】
	指定年月日 平成 25 年 12 月 13 日 所 在 地 若松区本町一丁目 15 番 10 号 指定理由 1920 年当時では珍しい鉄筋コンクリート造を採用し、超モダンな建築でした。若松南海岸通り（若松バンド）に位置し、洞海湾の風景に調和しています。
八幡製鐵所旧本事務所・修繕工場・旧鍛冶工場	【都市景観資源・景観重要建造物】
   写真提供：新日鐵住金㈱八幡製鐵所（非公開施設）	指定年月日 平成 25 年 12 月 13 日 所 在 地 八幡東区大字枝光及び大字尾倉 指定理由 100 年以上前の官営八幡製鐵所創業時に建設された 3 施設（和洋折衷の赤煉瓦組積造の旧本事務所、当時のドイツの製鉄会社の設計・鋼材による鉄鋼建築である修繕工場、旧鍛冶工場）の外観と機能的な配置が創り出す、我が国産業の近代化の歴史を今に伝える景観です。 ～世界文化遺産への登録～ 幕末から明治時代にかけて日本の近代化に貢献した産業遺産群、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が、平成 27 年 7 月 5 日、第 39 回ユネスコ世界遺産委員会において、世界文化遺産に登録決定されました。 この遺産群は、北九州市を含む 8 県 11 市にまたがる 23 資産からなり、本市の官営八幡製鐵所関連施設が構成資産に含まれています。

門司港駅	【都市景観資源】
	指定年月日 平成 25 年 12 月 13 日 所 在 地 門司区西海岸一丁目 5 番 31 号 指定理由 日本で初めて国の重要文化財に指定された駅舎建築であり、ネオ・ルネッサンス様式の木造建築物は門司港レトロを代表する建築物です。
九州鉄道記念館	【都市景観資源】
	指定年月日 平成 25 年 12 月 13 日 所 在 地 門司区清滝二丁目 3 番 29 号 指定理由 特徴的な煉瓦の積み方により、建物の美観が高められています。強調された水平線、三角屋根の対比、赤い煉瓦の壁面は、往時の面影を残しており、門司港レトロ地区の重要な景観要素となっています。
北九州銀行門司支店	【都市景観資源・景観重要建造物】
	指定年月日 平成 25 年 12 月 13 日 所 在 地 門司区清滝二丁目 3 番 4 号 指定理由 昭和 9 年に完成した鉄筋コンクリート造の建築物で、デザインは英国風古典主義のモチーフでまとめられ、当時の銀行建築の特徴である重厚な外観を有しています。
NTT 西日本門司ビル	【都市景観資源・景観重要建造物】
	指定年月日 平成 25 年 12 月 13 日 所 在 地 門司区浜町 4 番 1 号 指定理由 門司における最初のモダンなデザインの建築物で、放物線アーチと垂直線を基調とする建築物です。
石炭会館	【都市景観資源・景観重要建造物】
	指定年月日 平成 25 年 12 月 13 日 所 在 地 若松区本町一丁目 13 番 15 号 指定理由 石炭の積み出し港であった若松の歴史を象徴する木造 2 階建ての建築物です。外装はモルタル塗りで平坦な壁面は目地を多用し、石造風の表情が特徴的です。

②指定文化財【建造物】

平成 30 年 8 月末時点

指定区分	文化財名称	指定年月日	所在地
国指定 重要文化財	旧松本家住宅 洋館、日本館、 弔鐘蔵、弔鐘蔵 4 棟 附 東渡廊下 1 棟、棟札 5 枚	S47.5.15 S57.2.16 追加指定	戸畑区一枝一丁目 4 番 33 号 西日本工業倶楽部
	門司港駅（旧門司駅）本屋 1 棟 附 連絡上屋 1 棟	S63.12.19	門司区西海岸一丁目 5 番 31 号
	旧門司三井倶楽部 本館、附属屋 2 棟 附 幣串 1 本、倉庫 1 棟	H2.3.19	門司区港町 7 番 1 号
	南河内橋	H18.12.19	八幡東区河内三丁目
県指定 有形文化財 （建造物）	八坂神社石造燈籠 1 対	S38.1.16	小倉北区城内 2 番 2 号 八坂神社
	八坂神社石鳥居 1 基	S38.12.24	小倉北区城内 2 番 2 号 八坂神社
	立場茶屋銀杏屋 1 棟	S29.3.17	八幡西区石坂一丁目 4 番 6 号
市指定 有形文化財 （建造物）	蒲生八幡神社 本殿、幣殿 附 拝殿 1 棟	H23.12.27	小倉南区蒲生五丁目 6 番 10 号
	寿命の唐戸（水門） 附 閘開削記念碑 1 基	S46.4.21	八幡西区楠橋西三丁目 12 番内
	旧百三十銀行八幡支店 1 棟	S61.2.1	八幡東区西本町一丁目 20 番 2 号
	旧高崎家住宅（伊馬春部生家） 1 棟	H6.3.30	八幡西区木屋瀬四丁目 12 号
	大興善寺 山門、舍利殿 2 棟	H11.3.30	小倉南区蒲生二丁目 8 番 6 号
	廣旗八幡宮 本殿、拝殿、幣殿、 渡殿 3 棟 附 棟札 10 枚	H14.3.29	八幡西区楠橋上方一丁目 4 番 1 号
	岩田家住宅、主屋、土蔵 2 棟、 宅地 附 表門 1 棟、煉瓦塀 1 棟、板 塀 1 棟、棟札 1 枚、家相図 2 枚	H18.7.20	門司区東本町二丁目 6 番 24 号
	旧安川家住宅 本館棟 1 棟、大座敷棟 1 棟、 南蔵 1 棟、北蔵 1 棟、 洋館棟 1 棟 附 正門、塀、渡り廊下、棟札 3 枚、洋館棟家具 9 点	H30.8.1	戸畑区一枝一丁目 4 番 2 3 号 他

③国登録 有形文化財〔建造物〕

平成 30 年 8 月末時点

文化財名称	登録年月日	所在地
北九州市旧大阪商船 1 棟	H11.6.7	門司区港町 7 番 18 号
門司区役所（旧門司市役所）1 棟	H11.8.23	門司区清滝一丁目 1 番 1 号
料亭金鍋本館 1 棟	H16.7.23	若松区本町二丁目 561 番地、522 番地、523 番地
料亭金鍋表門 1 棟	H16.7.23	若松区本町二丁目 561 番地、522 番地、523 番地
旧サッポロビール九州工場 事務所棟 1 棟	H19.7.31	門司区大里本町三丁目 6 番 1 号
旧サッポロビール九州工場 醸造棟 1 棟	H19.7.31	門司区大里本町三丁目 6 番 1 号
旧サッポロビール九州工場 組合棟 1 棟	H19.7.31	門司区大里本町三丁目 6 番 1 号
旧サッポロビール九州工場 倉庫 1 棟	H19.7.31	門司区大里本町三丁目 6 番 1 号
旧古河鋳業若松ビル 1 棟	H20.7.8	若松区本町 1 丁目 11 番 18 号
旧小倉警察署庁舎（旧岡田医院） 1 棟	H24.8.13	小倉北区室町二丁目 2 番 1 号
上野ビル（旧三菱合資会社若松支店） 本館 1 棟	H25.3.29	若松区本町一丁目 10 番 17 号
上野ビル（旧三菱合資会社若松支店） 倉庫棟 1 棟	H25.3.29	若松区本町一丁目 10 番 17 号
上野ビル（旧三菱合資会社若松支店） 旧分析室 1 棟	H25.3.29	若松区本町一丁目 10 番 17 号
上野ビル（旧三菱合資会社若松支店） 門柱及び塀 1 棟	H25.3.29	若松区本町一丁目 10 番 17 号
門司ゴルフ倶楽部クラブハウス 南棟 1 棟	H26.10.7	門司区大字吉志 175
門司ゴルフ倶楽部クラブハウス 北棟 1 棟	H26.10.7	門司区大字吉志 175
門司ゴルフ倶楽部クラブハウス スタートハウス 1 棟	H26.10.7	門司区大字吉志 175
九州鉄道記念館 （旧九州鉄道本社） 1 棟	H26.12.19	門司区清滝二丁目 3 番 29 号
門司港涼山亭（旧丸山山荘） 主屋棟 1 棟	H30.5.10	門司区丸山二丁目 1 2 番 6 号
門司港涼山亭（旧丸山山荘） 客間棟 1 棟	H30.5.10	門司区丸山二丁目 1 2 番 6 号
門司港涼山亭（旧丸山山荘） 離れノ間棟 1 棟	H30.5.10	門司区丸山二丁目 1 2 番 6 号
折尾愛真学園記念館 （旧折尾警察署庁舎） 1 棟	H30.5.10	八幡西区堀川町 1 2 番 1 0 号 折尾愛真学園内

④地区計画

地区計画は、用途地域の規制の範囲内で、さらにきめ細かなルールを定めることができる制度です。まちづくりの目的に応じて、良好な住環境の確保、都市機能の更新、住宅供給の促進といった課題に対応するため、様々な制度が設けられています。

地区計画は生活に密着した身近な計画であるため、土地や建物の所有者などの住民が主体となって、話し合い、考えを出しながら地区の実情に応じてつくっていきます。

平成 30 年 3 月末時点で、94 の地区計画が決定されています。

⑤景観協定



景観協定とは、景観法で定められた制度で、地域のより良い景観の維持・増進を図るため、地域の皆様の合意により、良好な景観の形成に関するルールを定め、地域の皆様で守っていく制度です。

平成 27 年度に本市ではじめての景観協定（城野駅北地区 3 街区景観協定）を締結しました。

⑥建築協定



建築協定とは、その地域に応じた住みよい環境づくり、個性のある街づくりを行うために、住民の皆さんの合意によって、建築基準法で定められている一律の基準より高度な基準、きめ細かい基準を定め、建築に関する協定を結び、市長の認可という手続きによって公的なものとする制度です。

平成 30 年 3 月末時点で、市内には 19 の建築協定が締結されています。

⑦緑地協定

都市緑地法に定めるもので、ある一定の区域の住民が、緑地などに関する協定を相互に締結し、緑豊かで良好なまちなみづくりを行う制度です。協定の内容は、区域・樹種・植栽配置・植栽管理方法などを定めます。

平成 30 年 3 月末時点で、市内には 39 の緑地協定が締結されています。

⑧保存樹

巨木・古木は、風格のある緑の都市景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。またこのような巨木・古木は次世代に引き継ぐ貴重な財産となります。本市では「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、昭和 49 年度から保存樹の指定を行っており、その保護を努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断などを行っています。

⑨風致地区

北九州市では自然的景観に恵まれた場所を都市計画法に基づく「風致地区」に指定しています。風致地区内にて建物の建築や開発行為などを行う場合は、周囲の環境と開発との調和を図るために一定の条件を満たす必要があります。

現在、市内に 15 地区定めています。

	地区名	面積 (ha)		地区名	面積 (ha)
1	和布刈	70.0	9	皿倉	4,666.0
2	部崎	159.0	10	養福寺	39.6
3	庄司	31.0	11	大池	181.4
4	喜多久	173.8	12	金比羅	161.3
5	風師	1,130.7	13	夜宮	11.5
6	足立・戸ノ上	1,872.7	14	北海岸	629.5
7	貫	2,086.7	15	石峰山	1,492.5
8	徳吉	165.0	合計		12,870.7

⑩自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図ること等を目的として、自然公園法及び福岡県立自然公園条例に基づき指定される、「国立公園」、「国定公園」、「都道府県立自然公園」の3つのタイプの公園の総称です。

公園名	指定年月日	面積 (ha)	概要
瀬戸内海国立公園	S31.5.1	46	関門海峡を眼下に眺める、北九州市門司区の和布刈公園を中心とする地域。和布刈地区からの関門海峡の眺めは壮観です。
北九州国定公園	S47.10.16	8,107	カルストで有名な平尾台、皿倉山（標高 622 メートル）から福智山（標高 901 メートル）に至る山系及び足立山（標高 598 メートル）・風師山（標高 362 メートル）を含む地域。100万都市の近郊にありながら、豊かな自然が残ります。
玄海国定公園	S31.6.1	5,876	清く澄んだ玄界灘沿岸の海岸線と、クスノキの原生林で知られる立花山（標高 367 メートル）を含む地域。白砂青松の海岸線、岬からの眺望などを求めて、レジャーで訪れる人も多い地域です。
筑豊県立自然公園	S25.5.13	8,550	蓑島や長井浜といった周防灘を望む海岸線と、石灰岩からなる香春岳（標高 509 メートル）を中心とした北九州国定公園を取り囲む地域。人々の生活圏に近いところに広がる自然公園で、里山的景観が見られます。

(3) 普及啓発活動

① 都市景観賞

第1回受賞作品

[平成11年度]



オープンモールお城通り
(小倉北区)



東京第一ホテル小倉※
(小倉北区)



小倉競馬場
(小倉南区)



志井サンハイツ第二住宅管理組合
緑のまちづくり活動
(小倉南区)



八幡東田緑地
(八幡東区)



東田第一高炉跡
(八幡東区)



新日鐵全天候バースの鳥の絵
(戸畑区)

※受賞作品の名称は受賞当時のものです。

第2回受賞作品

[平成13年度]



出光美術館（門司港レトロ地区界隈）
（門司区）



海峡プラザ（門司港レトロ地区界隈）
（門司区）



京町こまち通り
（小倉北区）



松本清張記念館
（小倉北区）



九州国際大学平野キャンパス
（八幡東区）



平野せせらぎ
（八幡東区）



山崎邸
（八幡東区）



明治学園前の松並木美化活動
（戸畑区）

第3回受賞作品

[平成15年度]



海峡ドラマシップ
（門司区）



ホーム・リングガ商会（門司港レトロ地区界隈）
（門司区）



紫川河畔とリバーウォーク北九州
（小倉北区）



ガーデンヴィレッジ平尾台
（小倉南区）



戸畑中央小学校
（戸畑区）

第4回受賞作品

[平成 18 年度]



門司赤煉瓦ブレイス
(門司区)



県営中央公園
(金比羅池周辺と管理棟)
(小倉北区)



若松南海岸通りと
旧古河鋳業若松ビル
保存の取り組み
(若松区)



青葉台ほんえるふ管理組合の
住環境保全活動
(若松区)

第5回受賞作品

[平成 21 年度]



建築物部門
福岡銀行 折尾支店
(八幡西区)



建築物部門
安川電機本社
(八幡西区)



屋外広告デザイン部門
スピナガーデン 大手町
(小倉北区)



屋外広告デザイン部門
広告付バス停
(市内各地)



まちなみ部門
日本水産ビルとその周辺の景観
(戸畑区)



まちづくり活動部門
勝山公園うえるっちゃ！花壇
(ガーデニングボランティアの活動)
(小倉北区)



まちづくり活動部門
北九州ほたるのさと
(小倉北区)



特設部門 [きらめき賞]
石炭会館 (歴史を生かした取り組み)
(若松区)

第6回受賞作品

[平成 24 年度]



建築デザイン賞
樹を囲む家
(小倉北区)



建築デザイン賞
福岡銀行一ツ寮
(戸畑区)



まちなみデザイン賞
新日鉄住金エンジニアリング(株)
北九州技術センターE 館前駐車場
(戸畑区)



屋外広告デザイン賞
門司港サイロ
(門司区)



まちづくり活動賞
特定非営利活動法人 北九州 COSMOS クラブ
(歴史的建造物保存のための活動)
(小倉北区ほか)

市制 50 周年記念特設部門 特別賞



九州旅客鉄道株式会社
門司港駅
(門司区)



マリーゴールド門司港迎賓館
(旧福岡銀行門司支店)
(門司区)



小倉城庭園から見た小倉城
(小倉北区)



旦過市場
(小倉北区)



都市モノレール小倉線
(小倉北区～小倉南区)



BLUE BLUE KOKURA
(旧小倉警察署庁舎)
(小倉北区)



貴山と棚田
(小倉南区)



上野ビル
(若松区)



栢木ビル
(若松区)



若戸渡船と若戸大橋
(若松区・戸畑区)



河内貯水池
(八幡東区)



皿倉山からの夜景
(八幡東区)

第7回受賞作品

[平成27年度]

まちなみ景観部門



建築デザイン賞
スターフライヤー
メンテナンスセンター
(小倉南区)



建築デザイン賞
北九州市立戸畑図書館
(戸畑区)



建築デザイン賞 佳作
福岡銀行 門司支店
(門司区)



まちなみデザイン賞
勝山公園周辺
(小倉北区)



まちなみデザイン賞 佳作
黒崎ひびしんホール周辺
(八幡西区)



まちなみデザイン賞 佳作
サトヤマヴィレッジのまちなみ
(若松区)

まちなみ活動部門



まちづくり活動賞
特定非営利活動法人タウンツーリズム
(北九州市内)



景観フォトエッセイ 優秀賞
世界に誇る150mレールの出荷
(WATANABE/八幡西区)



景観フォトエッセイ 優秀賞
未来への坂道
(郡谷 竜二/八幡東区)

特設部門



景観フォトエッセイ 佳作
近代化産業遺産・東田第一高炉跡
(勝田 忠文/戸畑区)



景観フォトエッセイ 佳作
My 夕景
(有吉 直樹/八幡東区)

②その他の啓発普及活動

○景観フォトコン



市政 50 周年記念として、「思い出景観」、「車窓景観」、「DECO景観」、「ものまね景観」の賞を設けた「景観フォトコン」を実施し、合計 448 件もの募集がありました。若い世代から応募もあり、平成 21 年度に実施したフォトコンテストの応募者数より大幅に増加しました。

○ツアーガイド育成



景観の視点で観光ガイドが出来るようになることを目的とする景観ツアーガイド育成講座を行い、実際に一般市民が参加する景観ツアーでガイドを行いました。

今後、知人・友人などの来訪者に対するガイドやガイドのボランティア活動への参加などが期待されます。

○味わいツアー



一般公募の参加者を対象にインスタントカメラを使って景観の写真を撮るツアーを実施した。ツアーの企画・実施については、地元大学生が主体的に行いました。

○北九州市 時と風の博物館



北九州市内に点在する魅力的な地域資源を市民自らがエピソードとともに展示品としてWeb 上で紹介しています。テーマや地域などで検索も出来ます。

③景観まちづくり学習の実施

子どもたちの景観に対する関心を喚起し、美しいまちを育成・継承していく動機付けとなること目的とし、平成 26 年度以降、毎年小学校 1 校において、景観まちづくり学習に取り組んできました。

景観まちづくり学習は、小学校の総合的な学習の時間を活用し、国土交通省が作成した「学校における景観まちづくり学習の手引き」に記載されている 11 の「モデルプログラム」を用いて取り組んできました。

なお、この取組については、財団法人都市文化振興財団の助成制度を利用しています。

実施年度	実施学校	実施モデルプログラム
平成 26 年度	上 津 役小学校	No. 8 わたしたちのまちに言葉の贈りもの
平成 27 年度	大 蔵小学校	No. 11 地域景観プランナーになろう
平成 28 年度	松ヶ江北小学校	No. 11 地域景観プランナーになろう
平成 29 年度	す が お小学校	No. 3 よくよく見れば、あの場所に No. 5 地域カルタをつくろう

（４）市民・事業者等の主体的な景観づくり

①花と緑のまちづくり（活動）

＜花と緑のコンクール＞



花たちに囲まれた潤いのある住みよいまちにしていきたいという思いから実施しているこのコンクールでは、花のまちづくりに取り組んでいる個人・団体・学校・企業などを広く募集し、表彰しています。

北九州で育まれている花づくりを市民の皆さんに紹介することで、花のまちづくりの輪が広がることを期待しています。

＜うえるっちゃ！花壇＞



北九州市のシンボル公園、勝山公園内の花壇で、ガーデニングボランティア「うえるっちゃ！花壇」が活動を行っています。

会員自らが花壇のデザインを考え、植え替えや水やり、花がらつみ等の管理を楽しんでいます。また、花の勉強会や研修旅行等も行っています。

＜市民花壇＞



市民花壇は、市民の皆様で花苗植付・維持管理等を行っていただく制度で、花苗等の助成を受けることができます。

この制度では、「花咲く街かどづくり推進協議会」を組織し、事業を推進しています。

＜パートナー花壇＞



パートナー花壇は、市が提供する花壇で、個人・団体・企業等の皆様のボランティアにより花苗の購入から植付・維持管理までをしていただくものです。

＜スポンサー花壇＞



スポンサー花壇は、企業・団体等の皆様に年間の「花苗費用」をご負担していただくものです。花壇には、協賛いただいた企業・団体名を記したサインを設置します。

＜花壇サポーター＞



花壇サポーターは、会社やお店の前の公共花壇の水やり、花がら摘み、草抜きなど、きめ細かい管理にボランティアとしてご協力していただくものです。花の植替えは市が行います。

②歴史的な風景等の保全・活用

＜北九州風景街道＞



北九州風景街道沿線の歴史や文化、美しい風景等を活かし、「次世代への継承」「地域活性化」「観光振興」を通して、街道（みち）の魅力を高めるために、沿線で活動する39の団体が連携し、北九州風景街道ルートの魅力を紹介するマップ「ゆっくり歩き帖」の発行やウォーキングイベントなどを行っています。

③公共空間の管理・美化活動

＜違反広告物簡易除却市民ボランティア＞

一定の条件を満たし、違反広告物の除却活動にご協力いただける団体を「北九州市路上違反広告物除却協力団体」に認定し、団体の構成員が「北九州市路上違反広告物除却協力員」として、違反広告物を撤去しています。

＜公園愛護会＞



地域の皆さんで組織されるボランティア団体で、公園の清掃や除草などの美化活動、施設の点検や禁止行為の連絡、利用者のマナーづくり、樹木の簡単な剪定や花壇づくりなどを行っています。

＜北九州市道路サポーター＞



地域の皆さんによる道路の清掃や花壇の手入れ等の景観美化活動を支援する制度です。

登録団体には、清掃用具や花苗の配布等の支援を行っています。

④景観まちづくりに取り組む地域主体

＜門司港まちなみづくり協議会＞

門司港まちなみづくり協議会は、地元自治会や地区内で活動する団体を中心として構成されており、門司港の住みよいまちづくりや美しい自然や街なみの景観を守り育てるための計画やルールづくり、その実現に向けた活動を行っています。

地域における建築物の計画等の際には、所属する建築の専門家等を交え、地域の街なみにふさわしいものとなるよう、デザインについて事業者と協議しています。

○参加団体

平成 30 年 3 月末時点

門司港レトロ倶楽部関連	門司まちづくり 21 世紀の会・門司港栄町商店街振興組合・門司の景観を考える会 門司の躍進を考える会・まちづくり活性化もじ・門司港バナナの叩き売り保存会 門司港グルメ会・門司文化団体連合会・門司港開発・B&A 門司港・JR 九州門司港駅 門司電気通信レトロ館・北九州商工会議所門司サービスセンター 北九州観光コンベンション協会
地域団体	錦町校区自治連合会・庄司校区自治連合会・古城校区自治連合会 門司校区自治連合会・丸山校区自治連合会・小森江東自治連合会 小森江西自治連合会・浜町倶楽部・錦町市民センター
建築関係	福岡県建築士会北九州地域会・日本建築家協会北福岡地域会 福岡県建築士事務所協会北九州支部・山口県建築士会下関支部 北九州市立大学・九州国際大学・西日本工業大学・九州共立大学・TRAILBUCKS 北九州 COSMOS クラブ
行政関係	北九州市産業経済局門司港レトロ課・門司区役所総務企画課・ 建築都市局都市景観課

○主な活動実績（平成 30 年 3 月末時点）

建築物・工作物等のデザインに係る協議

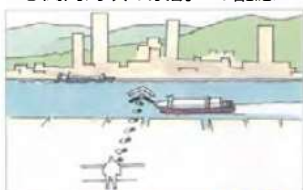
- ・建築物等の新築工事等に係る協議（18 件）
- ・サイン・看板に関する協議（4 件）
- ・記念碑等のデザインに係る協議（2 件）
- ・関門エリア夜間景観計画に係る協議
- ・門司港レトロ観光列車沿線景観づくりに係る協議
- ・門司港地区における「ハートモチーフ」設置に係る協議

その他の活動

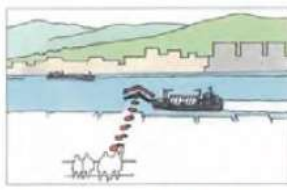
- ・景観ガイドライン「門司港まちなみづくりの“みちしるべ”」の作成
- ・門司港地区内の自動販売機デザイン向上の検討
- ・事業者に対する意見書の提出等（2 件）
- ・「やさしい景観講座」の開催

「門司港まちなみづくりの“みちしるべ”」（※抜粋）

○関門海峡の景観への配慮



背景の山並みを遮る高さ、連続する街並みから突出する高さの建物は、まともりのある風景を台無しにしています。



街並みの連続性を保つ高さ、山の輪線を分断しない高さにするこで、海峡、街並み、緑が美しい風景となります。

《協議事例》

【協議前】



【協議後】



建物に合わせた色彩に変更



やさしい景観講座の様子

3 景観づくりマスタープラン改定の経緯

(1) 検討経緯

景観づくりマスタープランの改定にあたり、市民、関係団体、有識者からなる北九州市景観審議会に意見聴取を行いました。

○景観審議会及び改定検討部会における検討経緯

時期	内容
平成 29 年 18 月 10 日	第 1 回景観審議会 改定検討部会 ・北九州市景観づくりマスタープランの改定について
平成 29 年 12 月 21 日	第 2 回景観審議会 改定検討部会 ・北九州市景観づくりマスタープラン改定骨子について
平成 30 年 12 月 13 日	第 14 回景観審議会 ・北九州市景観づくりマスタープラン改定骨子について
平成 30 年 16 月 25 日	第 3 回景観審議会 改定検討部会 ・北九州市景観づくりマスタープラン改定原案について
平成 30 年 18 月 20 日	第 15 回景観審議会 ・北九州市景観づくりマスタープラン改定素案について
平成 31 年 12 月 [予定]	第 16 回景観審議会 ・北九州市景観づくりマスタープラン成案について

(2) 北九州市景観審議会（改定検討部会）委員名簿

平成 30 年 8 月末現在

氏名	役職等
■赤川 貴雄	北九州市立大学国際環境工学部教授
岡本 博志	北九州市立大学特任教授
金 成子	株式会社アヴァンティ 常務取締役 北九州支社長
郷田 和正	北九州青年会議所 専務理事
小鉢 由美	平和通り法律事務所
□籠田 淳子	福岡県建築士会 (空間プロデューサー/ゼムケンサービス代表取締役)
●□坂本 紘二	下関市立大学名誉教授
貞包 健一	北九州商工会議所 都市問題委員会委員長
柴田 加奈子	公募委員
□柴田 久	福岡大学工学部教授
○□城水 悦子	門司港まちなみづくり協議会 事務局長
立山 律子	クロスFMナビゲーター
松山 祐子	カラーコーディネーター
御園 和穂	グリーンアドバイザー

●：審議会会長 ○：副会長 ■：改定検討部会会長 □：改定検討部会委員

計 14 名

北九州市 建築都市局総務部 都市景観課 tel : 093-582-2595

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
fax : 093-582-2503
mail : toshi-keikan@city.kitakyushu.lg.jp